

「後期基本計画」

分野別計画説明資料

※計画書に記載の施策順に掲載（ページ番号は計画書に対応）
（記載課名は平成 22 年度組織改正を反映）

「後期基本計画」分野別計画 説明資料

施策番号	111	地域で支えあう福祉社会の形成
------	-----	----------------

(1) 施策をとりまく環境変化と課題
(記載内容の根拠データ、補足説明)

○少子高齢化社会 平成15年時高齢化率14.89%⇒平成20年度20.31%と5.42ポイント上昇。 高齢者世帯：平成15年度1,614⇒20年度2,646世帯 これに対し、18歳未満の児童人口は平成15度17,233人⇒平成20年度17,076人と減少傾向にあります。
○一般会計における民生費の割合 平成15年度26.7%（約65億円）⇒平成21年度34.6%（約85億円）と6年間で20億円増加しています。
○全国完全失業率 平成15年5.3%から平成19年には3.9%と一時は下がったものの、平成21年12月では5.1%と急激に上昇している状況です。

(2) 基本事業（前期基本計画との比較。設定の考え方）

前期基本計画	後期基本計画
市民参加による地域福祉の推進	パートナーシップによる地域福祉活動の推進
福祉ボランティア活動の基盤づくり	総合的な健康福祉サービス利用の促進
地域福祉を担う民間団体との連携強化	地域福祉推進のネットワーク化
福祉の都市環境づくり	ひとにやさしい福祉のまちづくり

設定の考え方

○現在、平成17年度に策定した地域福祉計画に基づき、地域福祉施策を展開しているところです。地域福祉計画は、鎌ヶ谷市レインボープラン21の基本目標である「健康で生きがいのある福祉・学習都市」をめざしての柱となる計画であるため、計画に掲げている柱を、後期基本計画の基本事業とし設定しました。

記載課	社会福祉課
-----	-------

(3) 施策を実現する手段（想定する事務事業）

※あくまで想定

基本事業名	想定する事務事業
パートナーシップによる地域福祉活動の推進	地域での支えあい活動の促進、ボランティアの拡充施策
総合的な健康福祉サービス利用の促進	健康福祉情報の充実、相談窓口の充実
地域福祉推進のネットワーク化	市民・事業者・行政のネットワーク化
ひとにやさしい福祉のまちづくり	バリアフリー施策の実施

(4) まちづくり主体ごとの役割（たとえば…）

市民	<input type="checkbox"/> 地域活動への参加 <input type="checkbox"/> ボランティア活動に参加 <input type="checkbox"/> 地域での支えあいに取組む。
事業者	<input type="checkbox"/> 地域活動に参加 <input type="checkbox"/> 地域の生活課題の解決に、地域と協働 <input type="checkbox"/> 地域の支えあいネットワーク形成に参加 <input type="checkbox"/> 事業所のバリアフリー化
行政	<input type="checkbox"/> 公的サービスの充実 <input type="checkbox"/> 地域の支えあいネットワーク形成の支援 <input type="checkbox"/> バリアフリー化の推進

(5) 成果目標値の考え方（なぜその指標なのか。目標値の根拠）

福祉環境満足度 (市民意識調査)	平成20年度の市民意識調査では、鎌ヶ谷市の福祉に満足している市民は12.5%であります。鎌ヶ谷に住んでいてよかった、これからも住み続けたいと思えるまちにするためこの目標値としました。
ボランティア登録 団体会員数	市民が今後も鎌ヶ谷に住み続けたいと思えるためには、地域福祉の充実が必要と考えます。そのためには、地域で支えあう活動が必要であるためボランティアの数をより多くすることを目標としました。

「後期基本計画」分野別計画 説明資料

施策番号	112	施策名	いきいきとした高齢社会の形成
------	-----	-----	----------------

(1) 施策をとりまく環境変化と課題 (記載内容の根拠データ・補足説明)	
・高齢者人口は増加しているにもかかわらず、社会参加のひとつの指標となる「シルバー人材センター」「老人クラブ」の会員数は、シルバー人材センターが平成16年の603人、老人クラブが平成5年の2,118人をそれぞれピークとして減少傾向にあります。その理由としては、世代ごとに価値観が多様化していることが考えられ、既存の就業・活動事業メニューを見直し、新たなメニューを検討する必要があります。	
・高齢者人口の増加に伴い、平成15年の認知症高齢者数は27人、平成17年は49人、平成20年は99人と増加傾向にあります。認知症の高齢者が、住み慣れた地域で安心して暮らし続けるように、認知症について正しく理解したうえで、その家族も含め暖かく見守ることが求められています。	
・認知症ケアを推進していくには、隣人、自治会、民生委員など地域の見守りネットワークを有効に活用していき、在宅介護支援センター、地域包括支援センター、介護サービス事業所、医師等と連携していく必要があります。	

(2) 基本事業（前期基本計画との比較。設定の考え方）	
前期基本計画	後期基本計画
高齢者の自立支援	活力ある高齢者の活動支援
高齢者の社会参加の支援	介護予防の推進
福祉サービス利用者保護の仕組みづくり	介護サービスの充実
	地域ケアシステムの推進

設定の考え方	
・「高齢者の自立支援」については、主に要介護認定を受けていない高齢者への「介護予防の推進」と、要介護者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるための地域密着型サービスの整備を中心とした「介護サービスの充実」に設定を分けました。	
・社会参加の意欲が高く、また就労意欲も旺盛なこれらの高齢者を見据え、「高齢者の社会参加の支援」を「活力ある高齢者の活動支援」に改めました。	
・「福祉サービス利用者保護」については、行政、基幹型在宅介護支援センター、地域包括支援センターがそれぞれの役割を担うかたちで仕組みが作られつつあるため、福祉サービスを利用する高齢者が、地域で共に支えあい、安心して暮らせるまちづくりを実現するために、地域にあるネットワーク・社会資源を有効に活用し、鎌ヶ谷市の特長を活かし推進していく「地域ケアシステム」を基本事業に設定しました。	

記載課	高齢者支援課
-----	--------

(3) 施策を実現する手段（想定する事務事業） ※あくまで想定	
基本事業名	想定する事務事業
活力ある高齢者の活動支援	・シルバー人材センターへの支援強化
介護予防の推進	・特定健康診査等の受診率の向上 ・介護予防事業（ちょ筋教室等）
介護サービスの充実	・地域密着型サービスをはじめとする介護基盤の整備
地域ケアシステムの推進	・地域包括支援センターの整備 ・認知症サポーター養成講座

(4) まちづくり主体ごとの役割（たとえば…）	
市民	・認知症サポーター養成講座、介護予防事業への参加 ・経験や知識を活かした、ボランティアやNPO活動への積極的な社会参加 ・自ら健康的の保持・増進に努める。
事業者	・時代のニーズ（福祉、家事援助等）を捉え、新たな事業を展開する。
行政	・認知症サポーター養成講座の実施及び同講座の講師となるキャラバンメントを育成します。 ・老人クラブ活動における新たなスポーツ等の普及を図ります。 ・介護、認知症、虐待等の様々な相談に対応する窓口体制を整え、保健・医療と連携して切れ目ない必要なサービスを提供します。

(5) 成果目標値の考え方（なぜその指標なのか。目標値の根拠）	
65歳以上の要介護認定率	高齢化率の急速な展開とともに、前期・後期別の高齢者構成比が変わっていき、そのことが要介護認定率の上昇につながります。そこで、介護予防事業を推進することで、その抑制につなげていこうとするものです。
趣味や習い事などをしている高齢者割合	高齢者になっても趣味をもち、習い事をするなど「生きがい」をもって生活することが、すなわち「いきいきとその人らしく暮らす」ことにつながると考え、そのような方を増やしていくことを目標としています。

「後期基本計画」分野別計画 説明資料

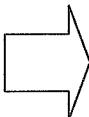
施策番号	113	施策名	健やかに子どもが育つ児童福祉の推進
------	-----	-----	-------------------

(1) 施策をとりまく環境変化と課題
(記載内容の根拠データ、補足説明)

- ・健康福祉統計によれば、平成16年度末における入所児童数は943人であったが、平成20年度末における入所児童数は976人となり、人数で33人、率にして3.5%増加しています。
- ・健康福祉統計によれば、平成16年度における児童遊園・子どもの遊び場設置状況は、19箇所、2万2,926m²であったが、平成20年度における設置状況は19箇所、1万9,566m²と箇所数での変更はありませんが、面積で2,055m²減少しています。
- ・健康福祉統計によれば、平成16年度における家庭児童相談室活動状況は943件であったが、平成20年度には、2,764件と2.9倍になっています。

(2) 基本事業（前期基本計画との比較。設定の考え方）

前期基本計画	後期基本計画
安心できる子育て環境の充実	たくましく生きる力の育成
子育てと仕事の両立支援	すべての子育て家庭への支援
保護・援助を必要とする家庭への支援	子育て親育ての地域での支え合い



設定の考え方

- ・平成17年3月に策定した「鎌ヶ谷市次世代育成支援行動計画（こどもサポートプラン）」の基本方針に合わせています。この行動計画は、「地域が手を取り、支え合い、応援しよう！いきいき子育て、のびのび子育ち」という基本理念のもと、子どもたちが豊かに育つことが将来の社会の発展に欠かせないものであると認識し、子どもや家庭に対して、地域全体が手を取り合って、あたたかく見守り、共に支え合い、いきいきとした子育てが実感できるよう応援していく社会を目指し策定したものです。

記載課	こども課
-----	------

(3) 施策を実現する手段（想定する事務事業）
※あくまで想定

基本事業名	想定する事務事業
たくましく生きる力の育成	人権教育・家庭児童相談
すべての子育て家庭への支援	情報提供・経済的支援
子育て親育ての地域での支え合い	子育てを支援する生活環境の整備、地域で行う子育て支援

(4) まちづくり主体ごとの役割（たとえば…）

市民	地域での支援や知恵を提供する。
事業者	職場優先ではなく、父親も子育てや地域活動に参加しやすくなる。
行政	連携の働きかけ。経済的支援。

(5) 成果目標値の考え方（なぜその指標なのか。目標値の根拠）

合計特殊出生率（鎌ヶ谷市）	少子化の目安となる数値であり、全国的に低下傾向にある中で現状維持を目指します。
保育所待機児童数	保育所における待機児童数の増加は社会的な問題であり、待機児童数ゼロを目指します。
就学前人口に対する保育所定員率	近隣市と同程度の定員率を目指します。

「後期基本計画」分野別計画 説明資料

施策番号	114	施策名	社会参加に向けた障がい者（児）福祉の推進
------	-----	-----	----------------------

(1) 施策をとりまく環境変化と課題 (記載内容の根拠データ、補足説明)
<ul style="list-style-type: none"> ・障がい者支援制度は、身体・知的・精神の3障がいが別々の法律を根拠に提供されてきたため、制度間の不均衡が生じたり、利用者数についても地域格差が見られるようになりました。 ・この問題を解消し、併せて安定した財源の確保による運営を行うため、平成18年度から障害者自立支援法による3障がいを一元化したサービスの提供が始まりました。 ・身体障がい者は、社会の高齢化を反映して高齢者の割合が増加し、また、社会環境の変化を反映して精神障がい者の数も増加しています。 ・また、研究や医療の進歩等により、これまで障がい者に含まれていなかった高次脳機能障がい、発達障がいなどの分野についても支援が求められ、新たな法律が制定されています。 ・障害者自立支援法は、障がい者が施設や病院中心の生活から、地域で自立した生活をおくれるよう支援を進めることを目標としており、そのために、施設等のバリアフリー化、防災体制の強化、地域の協力体制の推進、障がい者の地域生活を支えるための相談支援体制の整備、就労支援の促進、成年後見制度の促進による権利擁護などの支援が必要となっています。

(2) 基本事業（前期基本計画との比較。設定の考え方）	
前期基本計画	後期基本計画

→

障害の早期発見と療育体制の強化	自己実現や社会参加がしやすい環境づくり
障害者（児）福祉サービスの充実	自立した生活を支えるしくみづくり
障害者（児）の自立と社会参加の支援	安心して暮らせる環境づくり
	共生社会のための基盤づくり

設定の考え方
・後期基本計画では、平成10年度に策定し平成18年度に見直しを行った「鎌ヶ谷市障がい者計画」中の基本目標を尊重し、継続して後期基本計画の基本事業としています。
・「自己実現や社会参加がしやすい環境づくり」では、「早期療育体制の充実」「保育・教育の充実」「働く場の拡充」「地域での活動機会の拡充と参加支援」が基本施策となります。
・「自立した生活を支えるしくみづくり」では、「地域での生活を支える福祉サービスの充実」「健康の維持・増進とりハビリテーションの充実」「地域で障がい者を支えるしくみづくり」「地域での生活の場の確保」が基本施策となります。
・「安心して暮らせる環境づくり」では、「相談・情報提供活動の充実」「地域で安心して医療を受けられるしくみづくり」「障がい者の権利擁護の推進」「地域の安全と安心の確保」が基本施策となります。
・「共生社会のための基盤づくり」では、「市民の啓発・ふれあい事業の推進」「障がい者が暮らしやすいまちづくりの推進」が基本施策となります。

記載課	障がい福祉課
-----	--------

(3) 施策を実現する手段（想定する事務事業） ※あくまで想定	
基本事業名	想定する事務事業
自立した生活を支えるしくみづくり	相談体制の充実、在宅サービスの充実、障がいの重度化・重複化の予防
自己実現や社会参加がしやすい環境づくり	早期療育体制の充実、働く場の拡充、地域活動の促進、スポーツ・レクリエーション活動の推進
安心して暮らせる環境づくり	情報提供の充実、障がい者医療制度の充実、地域防災・防犯体制の推進・意識の向上
共生社会のための基盤づくり	広報活動の充実、公共施設のバリアフリー化推進、

(4) まちづくり主体ごとの役割（たとえば…）	
市民	障がい者の立場になって、支援を進める。 障がいが進まないよう病気の予防や体力の維持を図る。 防災訓練の参加、災害弱者の支援、協力体制を進める。
事業者	利用者の声を聞き、サービスに反映させる。 法制度の変化に対応したサービスの提供を進める。 利用者の満足するサービスを提供する。
行政	総合的相談支援事業の拠点を整備する。 障がい者地域自立支援協議会の活動強化を図る。 利用者の求める福祉サービスを整備する。

(5) 成果目標値の考え方（なぜその指標なのか。目標値の根拠）	
障害者手帳所持者うち施設入所者を除いた割合	障害者自立支援法の施行により、障がい者施策は、施設入所、長期入院から地域生活への移行が促進され、市町村ではそのためのサービス拡充を進めています。
訪問系サービス利用者数	障がい者の地域生活への移行と自立した生活を促進するため、居宅介護などの訪問系サービスの利用者が増加します。
日中活動系サービス利用者数	障がい者が自立した生活を行うためには、訪問系サービスの促進とともに、就労の訓練、日中活動の場の確保などのサービスなどについても充実を図ります。

「後期基本計画」分野別計画 説明資料

施策番号	115	施策名	安心して暮らせる社会保障の充実
------	-----	-----	-----------------

(1) 施策をとりまく環境変化と課題 (記載内容の根拠データ、補足説明)	
○特定健康診査・特定保健指導	医療制度改革により、健康保険事業として平成20年度から新たにスタートしました。特定健診等により糖尿病等の生活習慣病の発症を抑制し、医療費の削減を目指すこととしております。
○無年金者	日本年金機構(旧社会保険庁)の推計では、65歳以上の無年金者が約42万人、これから無年金者と予想される者(加入期間が25年に満たない人)が約76万人、併せて約118万人となっています。
○生活保護世帯	平成20年度の生活保護世帯486世帯の内、高齢者世帯は212世帯であり、全体の43%を占めています。
○生活保護費	平成20年度は、総額11億8千7百万円であり、対前年度11.8%の伸びとなっています。

(2) 基本事業(前期基本計画との比較、設定の考え方)	
前期基本計画	後期基本計画
社会保障制度の充実	保険制度の適正な運営
低所得者福祉と自立支援	保健事業の充実
	年金制度の周知
	生活保護と自立生活の支援

設定の考え方	
○保険制度の適正な運営	医療費の高騰が問題となっているが、保険制度が適正に運営されることにより、医療費の増加が抑制され、保険制度の安定化が図られるため設定しました。
○保健事業の充実	医療制度改革により、平成20年度から、健康保険事業として特定健康診査・特定保健指導がスタートし、生活習慣病発症の予防により医療費の増加を抑制するため設定しました。
○年金制度の周知	平成19年度から「ねんきん記録問題」が社会問題となり、今も継続中の状況であります。年金制度を周知することにより、加入漏れや収納漏れによる無年金、低年金をなくすため設定しました。
○生活保護と自立生活の支援	最低生活の保障及び自立に向けた生活を支援するために、設定しました。

記載課	社会福祉課・保険年金課
-----	-------------

(3) 施策を実現する手段(想定する事務事業) ※あくまで想定	
基本事業名	想定する事務事業
保険制度の適正な運営	診療報酬明細書点検、給付事務、保険料収納
保健事業の充実	特定健康診査、特定保健指導
年金制度の周知	資格異動等受付
生活保護と自立生活の支援	就労等、自立に向けた支援プログラム

(4) まちづくり主体ごとの役割(たとえば…)	
市民	○国民健康保険制度の理解と活用 ○医療費明細書のチェック ○自立に向けた意欲の向上、自立への努力
事業者	○雇用機会の創出
行政	○診療報酬明細書点検 ○特定健康診査、特定保健指導 ○市広報掲載 ○就労支援及び日常生活での自立支援

(5) 成果目標値の考え方(なぜその指標なのか。目標値の根拠)	
※この施策は、国の制度に基づいて推進していくため、国が行う施策の影響が大きく、市としての成果指標は設定しません。	

「後期基本計画」分野別計画 説明資料

施策番号	116	施策名	健康を支える保健・医療の充実
------	-----	-----	----------------

(1) 施策をとりまく環境変化と課題 (記載内容の根拠データ、補足説明)	
<ul style="list-style-type: none"> ・鎌ヶ谷市でも生活習慣病や歯科疾患が増えている。（糖尿病を持つ透析治療者数は、平成15年度10人だったが、平成19年度には、35人となり3.5倍に増加）（一人平均現在歯数を、平成14年度と17年度を比較すると40歳代と70歳代以外で減少） ・妊娠中、健診を受けずに分娩する人や、乳幼児健康相談、健診において「疲れやすい。眠れない。」と訴える母親が増加。さらには子育てに対する不安を訴える相談も増加している。（平成17年度の10か月児健康相談で体調がよくない、疲れやすい、眠れないと訴えた母親は46%→平成20年度47%） ・地域医療の連携が必要不可欠。（市内への救急搬送状況 平成15年31.2%→平成19年度42.6%。目標は70%） ・国民健康保険被保険者一人当たりの医療費が年々増加（平成15年 188,596円→平成19年 236,704円） 	

(2) 基本事業（前期基本計画との比較、設定の考え方）											
<table border="1"> <tr> <td>前期基本計画</td> <td>後期基本計画</td> </tr> <tr> <td>市民自らの健康づくり</td> <td>健康づくりの推進</td> </tr> <tr> <td>保健・予防対策の充実</td> <td>地域医療体制の整備</td> </tr> <tr> <td>心の健康づくり</td> <td>疾病予防・早期発見・早期治療の推進</td> </tr> <tr> <td>地域医療体制の充実</td> <td></td> </tr> </table> 	前期基本計画	後期基本計画	市民自らの健康づくり	健康づくりの推進	保健・予防対策の充実	地域医療体制の整備	心の健康づくり	疾病予防・早期発見・早期治療の推進	地域医療体制の充実		
前期基本計画	後期基本計画										
市民自らの健康づくり	健康づくりの推進										
保健・予防対策の充実	地域医療体制の整備										
心の健康づくり	疾病予防・早期発見・早期治療の推進										
地域医療体制の充実											

設定の考え方	
<ul style="list-style-type: none"> ・「健康づくりの推進」は、市民が幸せに暮らすために最も基本となるものであり、生涯にわたって健康が保たれる必要があります。地域社会全体の課題として取り組む必要があるので継続して設定しました。 ・前期基本計画の「心の健康づくり」は、後期基本計画で「健康づくりの推進」に含まれるという考え方から、後期では、削除しました。 ・「地域医療体制の整備」は、住民がかかりつけ医をもち、安心して生活できるよう、また、入院や高度医療等、必要に応じた医療を受けることができる体制を整備するため継続して設定しました。 ・市民の自らの健康は自らが守るという自立意識を高揚させ、「疾病を予防し、早期発見、早期治療を推進する」ことは、健康の保持増進につながり、強いては、年々増加する医療費の抑制につながるので、継続して設定しました。 	

記載課	健康増進課
-----	-------

(3) 施策を実現する手段（想定する事務事業） ※あくまで想定	
基本事業名	想定する事務事業
健康づくりの推進	食育啓発、妊婦一般健康診査、乳幼児健康診査、フッ化物洗口事業、健康教育、健康相談、各種ボランティアの育成
地域医療体制の整備	初期診療、病診連携の体制づくり、地域医療の機能分化、救急医療の市内への搬送
疾病予防・早期発見・早期治療の推進	予防接種、がん検診、精密検査、歯周疾患検診特定健診等

(4) まちづくり主体ごとの役割（たとえば…）	
市民	<ul style="list-style-type: none"> 定期的に健（検）診を受診する 健康に対する正しい知識を習得し、自ら進んで健康づくりプログラムに参加
事業者	<ul style="list-style-type: none"> 従業員に定期的な健康づくりの研修会等を通じて啓発 健康づくりの発信源となる 健康づくり事業に協力をする
行政	<ul style="list-style-type: none"> 健康に関する情報提供を行い、市民自らの健康づくりを支援・健診を受けやすい環境をつくり、受診率の向上を目指す ・地域医療との連携を図る

(5) 成果目標値の考え方（なぜその指標なのか。目標値の根拠）	
平均寿命（男）	平均寿命は、人の健康を測る指標として有効です。国や県との比較ができます。これを延伸させることを目標とします。
平均寿命（女）	平均寿命は、人の健康を測る指標として有効です。国や県との比較ができます。これを延伸させることを目標とします。
自分の健康に満足している率	市民が自分の健康について満足しているかどうかの自己評価を測ります。これを上昇させることを目標とします。
乳幼児死亡率（出生千対）	乳幼児死亡率は、子どもを安心して生み育てる事が、できているかを測る指標として有効です。国や県との比較ができます。これを減少させることを目標とします。

「後期基本計画」分野別計画 説明資料

施策番号	121	施策名	いきいきとした生涯学習の推進
------	-----	-----	----------------

(1) 施策をとりまく環境変化と課題 (記載内容の根拠データ、補足説明)	
平成20年5月に内閣府が実施した「生涯学習に関する世論調査」によると、「生涯学習」という言葉を聞いたことがある人は、約80%に上っている。生涯学習をしたことがある人は、平成17年の調査より増加しています。	
平成19年度の学習センターの利用延べ人数は、371,791人で、前年度の343,205人より8.3%増加しています。また、学校開放施設の一つであるコミュニティルームも平成20年度は、延べ31,746人、前年度28,929人で9.7%の増加しています。	

(2) 基本事業 (前期基本計画との比較、設定の考え方)	
前期基本計画	後期基本計画
生涯学習の環境づくり	生涯学習の環境づくり
生涯学習活動の推進	生涯学習活動の推進
学習成果を活かす場づくり	学習成果を活かす場づくり

設定の考え方	
・鎌ヶ谷市でも生涯学習への意欲が高まっている中、施策の実現のために必要な3つの基本事業を前期基本計画から継続して設定しました。	
・関係施設の機能を充実させ、学習情報を収集、提供することが必要なため、「生涯学習の環境づくり」と設定しました。	
・市民の学習要求に対応し、学習の深化・現代的課題や各発達時期に応じた多様な学習機会を中心に考え、「生涯学習活動の推進」と設定しました。	
・市民が学習活動を通じた成果を地域に還元し、まちづくりに活かすことができる場の確保が必要なことから引き続き「学習成果を活かす場づくり」を設定しました。	

記載課	生涯学習推進課
-----	---------

(3) 施策を実現する手段 (想定する事務事業) ※あくまで想定	
基本事業名	想定する事務事業
生涯学習の環境づくり	講座の充実、学習活動の支援
生涯学習活動の推進	必要とする情報の提供、団体・グループの育成
学習成果を活かす場づくり	公民館まつりの充実

(4) まちづくり主体ごとの役割 (たとえば…)	
市民	積極的に生涯学習に取り組み、生涯学習で学んだ知識を伝えたり、地域の行事などに参加し、協力する。情報交換会などを行い、団体との交流を深め、団体間との連携を図る。
事業者	生涯学習に対する取組みを協働で行う。従業員が取り組んでいる生涯学習活動に対して理解をし、生涯学習活動に取り組める環境づくりをする。
行政	講座、講演会などを実施し、生涯学習の機会を提供する。発表会、情報交換会などの学習成果を活かす場の提供を行う。

(5) 成果目標値の考え方 (なぜその指標なのか。目標値の根拠)	
生涯学習をしている市民の割合	生涯学習に対する意欲の高まりを示す指標として適切であり、国においても実施状況の調査を行っています。
学習施設利用者数	生涯学習の場として、学習センター等が利用され、生涯学習に対する意欲が高まるこにより、利用者数の増加が期待されます。
図書館資料貸出数	図書の貸出数の増加は、生涯学習への意欲の表れと理解することができます。

「後期基本計画」分野別計画 説明資料

施策番号	122	施策名	スポーツ・レクリエーションの振興
------	-----	-----	------------------

(1) 施策をとりまく環境変化と課題 (記載内容の根拠データ、補足説明)	
・高齢化が進み健康的な生活や生きがいを求めてスポーツをする人が増加しています。	
体育施設の利用状況をみると平成18年度228,891人、平成19年度238,088人、平成20年度252,155人と増えています。	
・市民ニーズにあったスポーツ活動の機会を提供するとともに、生涯を通じた健康新体力づくりを行えるような取り組みがもとめられています。	
・各種目スポーツ大会の開催、また生涯を通して出来る軽スポーツ（グラウンドゴルフ・ウォーキング等）の普及を図っています。	
・スポーツ施設の老朽化に伴い、適切な施設管理が課題となっています。	
市民体育館昭和57年4月・市営野球場昭和46年9月・トレーニングセンター昭和54年4月等と建設から相当年数を経ています。	

(2) 基本事業 (前期基本計画との比較。設定の考え方)	
前期基本計画	後期基本計画
スポーツ・レクリエーション活動の充実	スポーツ活動の充実
スポーツ・レクリエーション環境の整備	スポーツ関係団体・指導者の養成
	スポーツ施設の整備・充実

設定の考え方	
「スポーツ」という表現に「レクリエーション」も含みます。	
・健康的な生活や生きがいを求めてる人が増えているため「スポーツ活動の充実」を継続して設定しました。	
・「スポーツ団体・指導者の育成」により一層のスポーツの普及を図るために設定しました。	
・施設の老朽化及びスポーツ人口の増加に対応するため「スポーツ施設の整備充実」を設定しました。	

記載課	文化スポーツ振興課
-----	-----------

(3) 施策を実現する手段 (想定する事務事業) ※あくまで想定	
基本事業名	想定する事務事業
スポーツ活動の充実	新春マラソン大会、長寿大運動会、各種教室等の開催
スポーツ関係団体・指導者の育成	体育協会・体育指導員委員連絡協議会、スポーツ少年団へ補助金を交付、指導者講習会
スポーツ施設の整備・充実	老朽化施設の計画的な修繕、施設の適正配置

(4) まちづくり主体ごとの役割 (たとえば…)	
市民	ウォーキング等の軽スポーツに親しむ 各種スポーツ行事への参加
事業者	スポーツイベントの開催や場の提供など
行政	・市民がスポーツをするための場の提供 ・スポーツ関係団体への支援 ・スポーツ施設を安全に維持するため、適正な管理に努めます

(5) 成果目標値の考え方 (なぜその指標なのか。目標値の根拠)	
1年間継続してスポーツをしている市民割合	スポーツ活動の日常化を促進することによりスポーツ活動の充実を図ろうとするものです。
余暇時間にスポーツを行っている市民割合	余暇時間に占めるスポーツ活動の比率を高めることによりスポーツ活動の充実を図ろうとするものです。

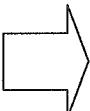
「後期基本計画」分野別計画 説明資料

施策番号	123	施策名	芸術・文化の振興
------	-----	-----	----------

(1) 施策をとりまく環境変化と課題 (記載内容の根拠データ、補足説明)	
<ul style="list-style-type: none"> 各種団体との共催事業が増加傾向にあります（～H17・3件→H18～・4件）。 国指定文化財は1件、県指定文化財は1件、市指定文化財は27件です。 都市化による各種開発が進行しているため、毎年10件程度の埋蔵文化財確認調査を実施しています。 平成19年2月6日に「下総小金中野牧跡」が国指定史跡になり、これを保存・活用するため史跡の一部を公有化しました。 	

(2) 基本事業（前期基本計画との比較。設定の考え方）	
前期基本計画	後期基本計画

芸術・文化活動の振興	多様な市民文化活動の推進
文化財・伝統芸能などの保存・活用	歴史・文化遺産の保存・継承・活用の推進
文化施設の整備	



設定の考え方	
<ul style="list-style-type: none"> 地域に根ざした市民の芸術・文化活動は、心豊かな地域社会の礎として必要不可欠であるため、設定しました。 歴史・文化遺産は、郷土の風土や歴史を正しく理解する上で欠かせないものであり、これらを保存・継承し、新たな地域文化創造の素材として活用することが重要です。 	

記載課	文化スポーツ振興課
-----	-----------

(3) 施策を実現する手段（想定する事務事業） ※あくまで想定	
基本事業名	想定する事務事業
多様な市民文化活動の推進	市民文化祭等芸術文化事業の開催
歴史文化遺産の保存・継承・活用の推進	埋蔵文化財確認調査 市史編さん事業　歴史講座等の開催

(4) まちづくり主体ごとの役割（たとえば…）	
市民	<ul style="list-style-type: none"> 市民文化祭等各種芸術文化事業への参加 文化財の保護・保存への協力 郷土の歴史や文化財に関する学習会等への参加
事業者	<ul style="list-style-type: none"> 各種芸術文化振興事業への協賛 文化財の保護・保存への協力
行政	<ul style="list-style-type: none"> 文化芸術関係団体への補助金の交付や事業共催 埋蔵文化財の確認調査や文化財の指定に向けた調査 市史等郷土の歴史に関する資料の刊行

(5) 成果目標値の考え方（なぜその指標なのか。目標値の根拠）	
市主共催芸術文化事業参加・発表者数	市民の主体的な芸術文化活動への参加を促進することにより、芸術文化活動の充実を目指すものです。
指定文化財数	重要な文化財を指定することにより、保存・継承を促進するものです。

「後期基本計画」分野別計画 説明資料

施策番号	131	施策名	豊かな人間性を育む幼児教育の充実
------	-----	-----	------------------

(1) 施策をとりまく環境変化と課題 (記載内容の根拠データ、補足説明)	
・幼児教育に関しては近年、各種の研究により、その効果が明らかになっています。	

(2) 基本事業（前期基本計画との比較。設定の考え方）	
前期基本計画	後期基本計画
就園奨励	幼児教育体制の充実
教育体制の充実	幼稚園への就園奨励

設定の考え方	
・基本的には、継続した設定ですが、分かりやすい表現に変更しています。	

記載課	こども課
-----	------

(3) 施策を実現する手段（想定する事務事業） ※あくまで想定	
基本事業名	想定する事務事業
幼児教育体制の充実	幼稚園振興費補助金の交付
幼稚園への就園奨励	幼稚園就園奨励費補助金の交付

(4) まちづくり主体ごとの役割（たとえば…）	
市民	地域での支援や知恵を提供する。
事業者	職場優先ではなく、父親も子どもの教育に携われる環境をつくる。
行政	幼稚園と保育園との連携を図る。補助金の交付。

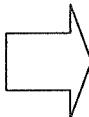
(5) 成果目標値の考え方（なぜその指標なのか。目標値の根拠）	
市内幼稚園児・保育所児童数	幼稚園児数の減少に反して、保育所待機児童数は増加しています。双方の連携を目指します。

「後期基本計画」分野別計画 説明資料

施策番号	132	施策名	生きる力を育てる義務教育の充実
------	-----	-----	-----------------

(1) 施策をとりまく環境変化と課題 (記載内容の根拠データ、補足説明)	
<ul style="list-style-type: none"> これから10年間の小中学校での指導内容を定める「学習指導要領」の完全実施が平成23、24年から、「生きる力」の育成がそのねらいの基本にあり、その達成のためにには、学校が家庭・地域と連携することが一層重要となります。 大地震に対する教育施設の改修の必要性や、時代の変化に伴う子どもを取り巻く環境の悪化に関する対策の必要性が高まっています。 学校教職員の若返りが急激に進む中、学習指導の力と併せて、教員の全人的な資質を高めるための研修の意義が強まっています。 <p>〈データ〉</p> <p>一人ひとりを大切にした教育は、学習指導についてだけではなく、相談体制を整えて、心の問題の解決にも重点をおいて取り組んでいます。</p>	

(2) 基本事業 (前期基本計画との比較、設定の考え方)	
前期基本計画	後期基本計画



設定の考え方	
<ul style="list-style-type: none"> 「教育基本法」にも明示されているとおり、子どもの教育については、学校、家庭、地域が連携の下、それぞれが明確な役割分担を行って取り組む必要のあることから、「地域とともに育つ特色ある学校づくり」を継続して設定しました。 前期に設定されていた「一人ひとりを生かす教育環境づくり」の中には、丁寧で質の高い教育や諸制度を中心内容としたソフトの教育環境と、学習施設・設備の整備を中心内容としたハードの教育環境を含んでいましたが、個別の学習指導や質の高い教育（ソフト）については「地域とともに育つ特色ある学校づくり」の中に十分に取り込むことができるところからその中に含め、ハードの面での教育環境整備や学校規模の適正化は、その重要性から、これを独立した視点として「安全・安心な教育環境づくり」としました。 時代の変化に即応して適切な指導の出来る教職員の資質向上のための諸施策がますます重要な課題となってきます。また、研修・研究を奨励するための制度も併せて整備していく必要から、それらを内容とする「専門性と社会性を備えた教職員の育成」を後期の基本事業として設定します。 	

記載課	教育指導課
-----	-------

(3) 施策を実現する手段 (想定する事務事業) ※あくまで想定	
基本事業名	想定する事務事業
地域とともに育つ特色ある学校づくり	学校支援ボランティアの確保、特別支援教育教員の配置、学校図書館有効活用、IT教育環境整備
専門性と社会性を備えた教職員の育成	教職員研修、研究校指定
安全・安心な教育環境づくり	学校施設改修・耐震化、学区再編成検討、教育相談体制整備

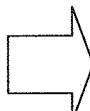
(4) まちづくり主体ごとの役割 (たとえば…)	
市民	<ul style="list-style-type: none"> しつけを含めた家庭、地域での教育を行う 地域人材を学校教育で活用する 学校改善のための提言を行う
事業者	<ul style="list-style-type: none"> 職場体験学習の場の提供 学校教育への人材派遣（講師）
行政	<ul style="list-style-type: none"> 学校と地域の連携を図る制度づくり 研修を中心とした教職員育成と研究に対する顕彰 学校施設の改修・改善

(5) 成果目標値の考え方 (なぜその指標なのか。目標値の根拠)	
少人数指導	児童生徒一人ひとりに対応した教育の有効な方法の一つが、手厚い教員の指導体制です。きめ細かな指導の充実度を市民に実感してもらえるように配置数を設定しました。
教職員配置数	児童生徒一人ひとりに対応した教育の有効な方法の一つが、手厚い教員の指導体制です。きめ細かな指導の充実度を市民に実感してもらえるように配置数を設定しました。
特別支援教育推進指導教員配置数	児童生徒一人ひとりに対応した教育の有効な方法の一つが、手厚い教員の指導体制です。きめ細かな指導の充実度を市民に実感してもらえるように配置数を設定しました。
不登校児童生徒出現率	「すべての子どもに」生きる力を育成する結果として最も分かりやすい指標です。学校の相談体制の充実や、学校外機関との連携で10年後には、ほぼ半減させることを目標とします。
義務教育施設耐震化率	耐震化率は、小中学校の全施設に占める耐震化の進捗状況を示す指標であり、今後の耐震化の進捗の目安とするものです。

「後期基本計画」分野別計画 説明資料

施策番号	133	施策名	児童・生徒の健康と安全の確保
------	-----	-----	----------------

(1) 施策をとりまく環境変化と課題 (記載内容の根拠データ、補足説明)
・平成20年の少年の被害認知件数は、全国で289,039件、前年比5.1%の減少であった。13歳未満の刑法犯被害は、33,327件、前年比で3.3%減少している中で、凶悪犯被害は194件、前年比13.5%の増、子どもが対象となる暴力的性犯罪被害及びわいせつ目的略取誘拐は1,036件、前年比2.4%の増となっている。(警察庁:少年非行等の概要)
・学校給食残菜率は、平成16年度16%、平成17年度15.4%、平成18年度15.9%、平成19年度15.8%、平成20年度14.4%となっています。
・近年、食経験の乏しい子どもが増えた結果、偏食も目立つようになり、栄養バランスや多様な食生活を重視する学校給食による食指導は難しい側面を持っています。

(2) 基本事業（前期基本計画との比較、設定の考え方）												
<table border="1"> <thead> <tr> <th>前期基本計画</th> <th>後期基本計画</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>児童・生徒の健康と安全の確保</td> <td>保健安全教育の充実</td> </tr> <tr> <td>学校給食の充実と施設の整備</td> <td>児童・生徒の安全確保</td> </tr> <tr> <td></td> <td>学校給食の充実と施設の整備</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> 	前期基本計画	後期基本計画	児童・生徒の健康と安全の確保	保健安全教育の充実	学校給食の充実と施設の整備	児童・生徒の安全確保		学校給食の充実と施設の整備				
前期基本計画	後期基本計画											
児童・生徒の健康と安全の確保	保健安全教育の充実											
学校給食の充実と施設の整備	児童・生徒の安全確保											
	学校給食の充実と施設の整備											

設定の考え方
・児童・生徒が健康や安全に関する知識を得、正しい生活習慣を身に付けることは、基本的な課題ととらえて、「保健安全教育の充実」を設定しました。
・子どもたちを犯罪や事故から守ることは、家庭、学校、地域の共通の課題であり、「児童・生徒の安全確保」を設定いたしました。
・安全で安心な学校給食の役割は一層高まっており、「学校給食の充実と施設の整備」を引き続き設定しました。

記載課	学務課、生涯学習推進課
-----	-------------

(3) 施策を実現する手段（想定する事務事業） ※あくまで想定	
基本事業名	想定する事務事業
保健安全教育の充実	学校定期健診受信率
児童・生徒の安全確保	通学路整備、自転車安全教育、「こども110番の家」、学校ボランティア、地域の見守り活動
学校給食の充実と施設の整備	献立内容の充実、食物アレルギーへの対応

(4) まちづくり主体ごとの役割（たとえば…）	
市民	・「こども110番の家」への協力、子どもを見守る地域のボランティア活動への参加 ・子どもの食事や健康管理に配慮した基本的な生活習慣を身につけさせる。
事業者	・犯罪防止活動への協力 ・「こども110番の家」への協力 ・安全運転研修の実施
行政	・通学路の計画的な整備、「こども110番の家」の拡大、 「こども安全メール」による不審者情報の提供 ・学校給食施設の整備、給食内容の充実、食育の推進

(5) 成果目標値の考え方（なぜその指標なのか。目標値の根拠）	
学校災害件数の割合	健康で安全な学校生活の指標として、学校災害件数の割合を指標に選び、近年全児童生徒の6~8%で推移している数値を5%まで減少させることを目標としました。
子ども安全メール登録者数	子どもの安全に関心を持ち、地域の子どもたちを見守る活動の高まりを示すものとして、子ども安全メール登録者数を指標に掲げ、保護者を中心とした7,000人を目標値としました。
学校給食残菜率	学校給食残菜率を学校給食の充実、食の大切さに対する理解等食指導の成果の指標として考え、現状値14.4%から12%への低下を目標値としました。

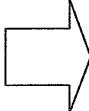
「後期基本計画」分野別計画 説明資料

施策番号	134	施策名	高等教育の充実
------	-----	-----	---------

(1) 施策をとりまく環境変化と課題 (記載内容の根拠データ、補足説明)	
・「高等教育」を本来の意味よりも幅広く、義務教育終了後、社会人として就業等するまでの間と捉えます。 ・「高等教育の充実」は、大学等の誘致についての働きかけを視野に入れながら、大学教員等を講師として活用した学習センターの講座開設を中心に行っていきます。 ・学習センターの講座内容は、趣味・生きがい・教養にとどまらず、就業につながる可能性のあるスキル等習得の内容を盛り込む等の工夫をします。 (データ) 高等学校進学率は数年来 96 %を越え、ほとんどの中学校卒業生が高等学校に進学している実態と、高等学校が単位制など様々な仕組みとなってきていることから、一人ひとりに応じて適切で十分な進路指導が行われる必要があります。	

(2) 基本事業 (前期基本計画との比較。設定の考え方)	
前期基本計画	後期基本計画

教育機会の確保	義務教育修了者の進路選択への支援
高等教育機関の充実と活用	高度学習ニーズへの対応



設定の考え方	
・経済的理由により進学困難な生徒に対する支援を、他の援助の方法を紹介することに代えましたので、前期基本計画で「教育機会の確保」としていた基本事業の内容の中で、中学校における進路指導の充実を中心の視点に「義務教育修了者の進路選択への支援」としました。 ・本来、「高等教育機関」は大学以上の教育機関を指すことから、「高等教育機関の充実」について、市内域に大学等を誘致することに努めながらも、実質的には中心とはなりにくいことから、「高等教育機関の充実」の文言は削除しました。そして、大学教員等、人材を活用して、市民の多様なニーズに応じて、行政が講座等学習機会を設けることが今後重要になってくることを考えて、基本事業を「高度学習ニーズへの対応」としました。	

記載課	教育指導課、生涯学習推進課
-----	---------------

(3) 施策を実現する手段 (想定する事務事業) ※あくまで想定	
基本事業名	想定する事務事業
義務教育修了者の進路選択への支援	高等学校・専門学校等への進学支援、就職支援等
高度学習ニーズへの対応	オープンカレッジかまがやの充実、高等教育機関との連携による講座数

(4) まちづくり主体ごとの役割 (たとえば…)	
市民	・子どもの適性・能力等を知り、家庭で進路選択についての相談・話し合いをします。 ・学習センター等の講座に意欲的に参加します。
事業者	・学習センター講座の専門的な内容の講義に講師として参加します。
行政	・中学校での進路指導に役立つ資料の提供 ・生徒・保護者に向けて進路選択に向けての十分な説明 ・市民ニーズを把握した新講座の開設

(5) 成果目標値の考え方 (なぜその指標なのか。目標値の根拠)	
オープンカレッジかまがや参加者数	市民の多様化、高度化する学習要求に対応するため、大学との連携により実施している開放講座の参加状況を把握し、さらなる学習機会の充実を目指していくものであります。

「後期基本計画」分野別計画 説明資料

施策番号	135	施策名	青少年の健全育成
------	-----	-----	----------

(1) 施策をとりまく環境変化と課題 (記載内容の根拠データ、補足説明)	
インターネットや携帯電話などの情報通信機器の発達に伴い、有害な情報の氾濫する中で、青少年を取り巻く環境は、急激に悪化し、子どもが被害者となる事件も多発しています。また、いじめや暴力行為等、学校における問題行動も依然として憂慮すべき状況にあるなど、青少年問題はますます複雑化、深刻化しつつある一方で、家庭や地域の教育力の低下が懸念されています。	
少年による犯罪件数は、減少傾向にありますが、愛知県での中学生によるバスジャック事件など、社会の耳目を集める重大な事件が発生し、少年の非行防止において予断を許さない状況にあります。	
平成13年に社会教育法が、家庭教育の向上を図るための改正が行われ、さらに、教育基本法では、平成18年、新たに、家庭教育の規定が設けられました。	

(2) 基本事業（前期基本計画との比較。設定の考え方）	
前期基本計画	後期基本計画
育成指導体制の充実	青少年の育成指導体制の充実
社会参加・体験活動の機会づくり	青少年の社会参加・体験活動の機会づくり
非行防止対策の推進	非行防止対策の推進
家庭・地域の教育力の向上	家庭・地域の教育力の向上

設定の考え方

- ・青少年の問題行動の深刻化、凶悪化、青少年を取り巻く環境の変化により、家庭、学校、地域が一体となった青少年に関する取り組みの必要性が高まっていることから、青少年に関する基本事業（青少年育成推進会議等）を継続しました。
- ・核家族化・少子化の進行により異年齢での関わり、また、宅地化の進行により自然体験の機会が減少していることから継続しました。
- ・非行の早期発見・早期指導のために街頭見守り活動は重要であることから設定しました。
- ・家庭教育においても、教育基本法等の改正により、家庭教育の重要性（特に、父親の役割）が増していることから継続しました。

記載課	生涯学習推進課
-----	---------

(3) 施策を実現する手段（想定する事務事業） ※あくまで想定	
基本事業名	想定する事務事業
青少年育成指導体制の充実	青少年健全育成推進活動、青少年相談員活動、元気っ子ゼミナール等
青少年の社会参加・体験活動の機会づくり	青少年相談員事業、元気っ子ゼミナール、子ども会活動、ジュニアリーダースクラブ活動
非行防止対策の推進	街頭見守り活動等、相談活動、環境美化活動等
家庭・地域の教育力の向上	家庭の日啓発事業、「早寝・早起き・朝ごはん」運動の推進、父親を対象とした家庭教育支援事業

(4) まちづくり主体ごとの役割（たとえば…）	
市民	・家庭への父親の参加、基本的生活習慣を身につける。 ・青少年相談員活動、子ども会等への参加、協力。地域の見守り活動に協力する。
事業者	非行防止対策への協力（警備員の巡回）、啓発活動への協力
行政	「早寝早起き朝ごはん」運動事業を行い、子どもの基本的生活習慣の確立を図る。青少年育成推進会議、子ども会、PTAなどの青少年健全育成に関わる団体を支援する。
(5) 成果目標値の考え方（なぜその指標なのか。目標値の根拠）	
地域見守り活動従事者数（延べ）	従事者数が拡充されることにより、青少年犯罪を未然に防止し、抑止力としての効果が期待されます。
ジュニアリーダースクラブ新規加入者数	自然体験や集団生活体験をとおして将来の青少年リーダーを育成することで、青少年の健全育成を促進することが期待できます。

「後期基本計画」分野別計画 説明資料

施策番号	141	施策名	個性豊かなコミュニティづくり
------	-----	-----	----------------

(1) 施策をとりまく環境変化と課題
(記載内容の根拠データ、補足説明)

- 現在、市内には103の自治会・町会等があり、自治会への加入世帯は約28,800世帯で、加入率は7割を超えてます。福祉・環境・防犯・防災など様々な活動が行われ、自治会が果たしている役割は大きなものがあります。活動の拠点となる集会所は33あります、老朽化が進んでいるため5自治会から立て替えの要望が出ている状況にあります。
- 平成16年度に実施した市民公益活動団体アンケートにおいて、回収した70団体の活動分野を見ると、約63%の団体が保健・医療・福祉分野の活動を行っているため、その分野を市民公益活動分野の「中心」としました。また、課題については、掲載したアンケート表から述べています。
- 市民の地域活動に参加する意識は6割超と高いことから、参加しやすい環境整備に取り組んでいく必要があります。

(2) 基本事業（前期基本計画との比較、設定の考え方）

前期基本計画	後期基本計画
地域社会との関わり意識の醸成	地域社会との関わり意識の醸成
コミュニティ施設の整備と管理	コミュニティ施設の整備と管理
市民の組織的まちづくり活動の促進	市民の組織的まちづくり活動の促進



設定の考え方

「地域社会との関わり意識の醸成」及び「コミュニティ施設の整備と管理」並びに「市民の組織的まちづくり活動の促進」につきましては、市民の参加意識が高い中で、活動しやすい環境整備を行い、市民活動を推進することが引き続き重要と考え、継続して設定しました。

記載課	市民活動推進課*
-----	----------

(3) 施策を実現する手段（想定する事務事業）
※あくまで想定

基本事業名	想定する事務事業
地域社会との関わり意識の醸成	広報を通じて地域活動への参加の啓発、自治会への加入促進
コミュニティ施設の整備と管理	自治会集会所の整備助成、コミュニティセンターの維持管理
市民の組織的まちづくり活動の促進	市民活動支援補助金、市民提案協働モデル事業、市民活動推進センターの運営

(4) まちづくり主体ごとの役割（たとえば…）

市民	自治会加入者は自治会を通じて、未加入者は広報等からの情報により、環境美化や防犯・防災活動などのまちづくりに参加し、地域住民同士の交流を深めます。
事業者	広報等から情報を入手し、自治会活動や市民活動を応援します。開発行為などの際に自治会への市民参加を啓発します。
行政	自治会や市民活動団体への活動支援を行います。市民活動推進センターによる情報提供や活動の場の提供、相談事業を行います。自治会集会所の整備助成を行います。

(5) 成果目標値の考え方（なぜその指標なのか。目標値の根拠）

自治会加入世帯数	地域コミュニティ活動を測る指標として、自治会加入世帯数の過去の伸び率に、自治会への加入を促進することにより予測される増加数を加えた世帯数を目標とします。
市民活動推進センター登録団体数	市民活動を測る指標として、市民活動推進センターの登録団体について、センターを開所してから現在まで、未加入の団体を訪問して増やした数を基に算定した団体数を目標とします。
過去1年間に地域活動をした市民割合	市民参加、市民との役割分担を測る指標として、過去6割前後にとどまっている数値を上昇させることを目標とします。H10：61.3%，H15：57.3%

「後期基本計画」分野別計画 説明資料

施策番号	142	施策名	市民生活を支える地域情報化の推進
------	-----	-----	------------------

(1) 施策をとりまく環境変化と課題 (記載内容の根拠データ、補足説明)	
・情報通信機器世帯普及率は、パソコン85.9%、携帯電話95.6%、インターネット人口普及率は75.3%となっています。（いずれもH20年末：総務省「平成20年通信利用動向調査」より）	
・パソコンや携帯電話は、多機能化や高性能化が進むと同時に、子どもや高齢者にも普及してきています。しかし、反面でいじめや犯罪などのトラブルに巻き込まれる恐れも増大しています。	
・ICTの進歩により、インターネットの高速化・大容量化が進むとともに、情報通信システムも性能が大きく向上し活用範囲も拡大しています。また利便性の高い多様なシステムが次々と開発されており、今まで技術的に困難であった情報サービスが可能となってきています。	

(2) 基本事業（前期基本計画との比較。設定の考え方）	
前期基本計画	後期基本計画
情報活用能力の育成	I C T 知識の啓発
情報化への基盤づくり	地域情報システムの基盤整備
情報通信システムのまちづくりへの活用	情報通信システムのまちづくりへの活用

設定の考え方	
・パソコンや携帯電話、インターネットの進歩に伴い、多機能化や利便性が向上し利用範囲も拡大しているため、利用者は、子どもや高齢者を含め、その利活用の知識や方法だけでなくその危険性も含めたICT全般に関する正しい知識を身につける必要があります。このため「ICT知識の啓発」を基本事業としました。	
・ICTの進歩に対応した効率的な情報システムを構築し、住民が利便性を実感できる行政サービスの提供が求められており、こうした利便性の高い情報システムがまちづくりにも活用できるようにする必要があることから、「地域情報システムの基盤整備」と「情報通信システムのまちづくりへの活用」を基本事業としました。	
・なおこれらの基本事業は、基本構想の「施策の基本方向」に定められている「21世紀を担う人材の育成をめざした情報化教育を充実させるとともに、情報化について啓発などに努めます。」及び「マルチメディアの活用や地域情報システムの構築などを進め、企業による情報通信基盤の整備を促進します。」に基づいて設定したもので	す。

記載課	総務課
-----	-----

(3) 施策を実現する手段（想定する事務事業） ※あくまで想定	
基本事業名	想定する事務事業
I C T 知識の啓発	生涯学習のICT関係講座
地域情報システムの基盤整備	市ホームページ、地図情報システム、電子申請、まなびいネット、図書検索システム、安心安全eメール
情報通信システムのまちづくりへの活用	市ホームページ、地上デジタル放送による情報提供、市役所宛のeメール

(4) まちづくり主体ごとの役割（たとえば…）	
市民	正しいICT知識の習得
事業者	ホームページなどによる住民の生活に役立つ情報の提供
行政	正しいICT知識習得機会の提供及び住民や事業者に必要な行政情報の提供

(5) 成果目標値の考え方（なぜその指標なのか。目標値の根拠）	
ホームページアクセス数	インターネットによる市政に係る情報は、その多くが市のホームページから閲覧できるため。
まなびいネットアクセス数	生涯学習に関する情報提供や公民館などの施設予約は、まなびいネットから行うようになっているため。

「後期基本計画」分野別計画 説明資料

施策番号	143	施策名	男女共同参画社会づくり
------	-----	-----	-------------

(1) 施策をとりまく環境変化と課題

(記載内容の根拠データ、補足説明)

- 審議会等における女性委員の割合は、ここ6年間21～25%の間で増減しており、なかなか増加していません。
(H15: 21.9%, H16: 25.7%, H17: 21%, H18: 21.8%, H19: 23.2%, H20: 22.1%)
- 「女性が安心して結婚、出産し、男女ともに仕事も家庭も大事にしながら働き続けることができるシステム」、すなわち仕事と生活の調和の実現を目指した働き方の改革が求められており、平成19年に「ワークライフバランス憲章」、「仕事と生活の調和のための行動指針」が策定されました。
- DV防止法の改正(H19)は、DV防止に対する一般の理解が進み、被害者や関係団体から一層の対策の充実を求める声が高まってきたことから、保護命令を拡充し、生命等に対する脅迫を受けた場合も対象に加えるとともに、面会の要求、夜間の電話、被害者の親族等への接近等を禁止できることとするなどの安全の確保が追加されました。

(2) 基本事業(前期基本計画との比較。設定の考え方)

前期基本計画	後期基本計画
男女平等意識の醸成と普及・啓発	男女平等意識の醸成と普及・啓発
女性の社会活動への参画の支援・促進	女性の政策・方針決定過程への参画
	女性の就労支援と環境の整備



設定の考え方

- 「男女平等意識の醸成と普及・啓発」は、市民意識調査で「男女が平等であると考える市民の割合」が24.4%で、平成13年の鎌ヶ谷市男女共同参画づくりにむけての意識調査より6.1ポイント上がりましたが、家庭生活や職場での平等意識は伸びていない状況にあるため、引き続き重要と考え、継続して設定しました。
- 「女性の社会活動への参画の支援・促進」は、より具体的な施策に繋げられるよう、「女性の政策・方針決定過程への参画」と「女性の就労支援と環境の整備」に分け設定しました。

記載課	市民活動推進課
-----	---------

(3) 施策を実現する手段(想定する事務事業)

※あくまで想定

基本事業名	想定する事務事業
男女平等意識の醸成と普及・啓発	男女共同参画推進センターセミナー・研修事業、広報発行
女性の政策・方針決定過程への参画	男女共同参画計画の推進、審議会等女性委員割合調査
女性の就労支援と環境の整備	女性のための相談事業、情報収集と提供、セミナー・研修事業

(4) まちづくり主体ごとの役割(たとえば…)

市民	市主催講座への参加、家庭での男女共同参画の実践、NPO活動など
事業者	育児休暇や介護休暇が取りやすく、男女ともに意見の言いやすい環境づくり
行政	情報提供、相談体制の充実、活動拠点の充実、計画の推進

(5) 成果目標値の考え方(なぜその指標なのか。目標値の根拠)

男女が平等と考える市民割合	男女の平等意識を測る指標として、過去25%未満となっている数値を10年間で上昇させ35%を目標とします。
審議会等女性委員割合	女性の政策・方針決定過程への参画を測る指標として、過去21～25%にとどまっている数値を男女共同参画計画の実施計画における目標値まで上昇させることを目標とします。

「後期基本計画」分野別計画 説明資料

施策番号	144	施策名	世界と結びつく国際化の促進
------	-----	-----	---------------

(1) 施策をとりまく環境変化と課題 (記載内容の根拠データ、補足説明)	
<p>鎌ヶ谷市における外国人登録者数を国籍別人数で見ると上位3カ国として中国、韓国及び朝鮮、フィリピンが挙げられます。</p> <p>当市においては、平成21年2月に総合基本計画の分野別計画である「鎌ヶ谷市多文化共生推進計画」を策定しています。</p> <p>国（総務省）では、外国人登録者数の増加やグローバル化の進展などを勘案し、生活者・地域住民としての外国人住民という視点から多文化共生の地域づくりを検討する必要性が増しているとし、「国際交流」「国際協力」とともに「多文化共生」を第3の柱として地域の国際化を推進していくこととしています。そして、地方自治体における推進体制の例として、府内横断的連絡体制の整備、多文化共生の推進を所管する担当部署の設置、多文化共生に係る指針・計画の策定などの体制整備を挙げているほか、国際交流協会、NPO、NGO、その他の民間団体など、地域において多文化共生施策を実施する各主体の役割分担を明確にした上で、連携・協働等を行うことを提言しています。</p>	

(2) 基本事業（前期基本計画との比較、設定の考え方）	
前期基本計画	後期基本計画

国際化を進める環境づくり	1) 国際交流のきっかけづくり
姉妹都市・国際交流活動の推進	2) 国際化の意識づくり
平和の取組	3) 外国人にも暮らしやすい環境づくり

設定の考え方	
・外国人住民の増加等の社会変化の状況から、国際交流の対象としての外国人とともに、地域の一員としての外国人という多文化共生の視点が重要になりつつあります。そこで、前期基本計画に記載された内容を継続しつつ、生活支援のさらなる充実や経済分野の取り組みなど新たな課題を取り入れ、基本事業の再構成を行っております。（分野別計画の「鎌ヶ谷市多文化共生推進計画」の構成と一致）	
<構成の概要>	
1) 国際交流のきっかけづくり	⇒「姉妹都市・国際交流活動の推進」+「国際化を進める環境づくり」のうち交流組織、人材育成、地域活動に関する施策+新たな課題（経済交流）
2) 国際化の意識づくり	⇒「平和への取組」+「国際化を進める環境づくり」のうち教育・生涯学習に関する施策+新たな課題（人権尊重）
3) 外国人にも暮らしやすい環境づくり	⇒「国際化を進める環境づくり」のうち生活支援に関する施策+新たな課題（情報提供、情報収集）

記載課	企画財政課、総務課
-----	-----------

(3) 施策を実現する手段（想定する事務事業）	
※あくまで想定	
基本事業名	想定する事務事業
国際交流のきっかけづくり	姉妹都市ワカタネや在住外国人との交流事業、国際交流団体への支援を通じた人材育成、経済・産業交流など
国際化の意識づくり	平和啓発事業、人権啓発関連事業、日本語教室、国際化に関する教育・生涯学習など
外国人にも暮らしやすい環境づくり	生活支援や相談業務などの行政サービス、外国語による情報提供、市民へのアンケートなど

(4) まちづくり主体ごとの役割（たとえば…）	
市民	国際交流や平和関連事業への積極的な参加、地域で暮らす外国人住民との助け合い
事業者	多言語によるサービス提供の促進、外国人労働者が働きやすい労働環境や社会保険等の適切な整備
行政	国際交流団体への支援、平和関連事業の実施

(5) 成果目標値の考え方（なぜその指標なのか。目標値の根拠）	
通訳ボランティア登録人數	①人材を活かした国際化施策として数値で把握しやすい。②平成32年度まで事業を継続している見込みが高い。 (根拠) 多様なニーズに対応するため、登録者の増加を図っていきます。
姉妹都市ワカタネを知っている人の割合	交流事業に参加してもらうための前提として、認知度を向上させることが必要。 (根拠) 市民意識調査によると平成15年度から20年度にかけての認知度は54.8%から54.9%とほぼ横ばいの状態であるが、市民のあいだに交流の裾野を広げていくことで65%を目標に認知度向上を図っていきます。

「後期基本計画」分野別計画 説明資料

施策番号	211	施策名	環境保全の促進
------	-----	-----	---------

(1) 施策をとりまく環境変化と課題 (記載内容の根拠データ、補足説明)	
私たちは、地球温暖化により、様々な危機に直面しています。また、身近な環境をみても、失われつつある自然環境の再生や徹底した資源の循環など、将来に向けてきちんと取り組まなければならない課題が山積しています。	
私たちは、環境の恵みを享受する権利と環境を守り育てる責務があります。そのためには、「地球環境を防止する社会」「生物多様性が確保され自然と共生する社会」「資源循環が維持される社会」という一休不可分の連鎖関係にある環境に配慮した地域社会を構築していかなければなりません。	

(2) 基本事業 (前期基本計画との比較。設定の考え方)	
前期基本計画	後期基本計画
環境保全の啓発活動と市民参加	環境保全活動の促進と市民参加
環境保全への監視・指導体制の充実	環境保全への監視・指導体制の充実
環境保全へのルール・計画づくり	環境保全へのルール・計画づくり

設定の考え方	
◆環境問題は、予想される影響の大きさや深刻さから見て、市民の生存基盤に関する重要な問題であるとして設定いたしました。	
◆その実効性を高めるためには、公害問題など一定の監視指導体制の充実が必要であるとし2番目の基本事業としました。	
◆また市民・事業者・行政が協働していくためには、そのルールづくりとその見直しが重要であり、継続して設定いたしました。	

記載課	環境課
-----	-----

(3) 施策を実現する手段 (想定する事務事業) ※あくまで想定	
基本事業名	想定する事務事業
環境保全活動の促進と市民参加	環境市民会議、N P O、活動グループ等の充実
環境保全への監視・指導体制の充実	公害苦情相談受付体制及び指導・監視バトル等の充実
環境保全へのルール・計画づくり	環境基本計画(見直し) 地球温暖化対策実行計画 生活排水対策推進計画 生物多様性戦略計画 など

(4) まちづくり主体ごとの役割 (たとえば…)	
市民	◆環境を意識した生活をします。(ロハスピープル) ◆環境活動に積極的に参加します。 ◆普段から良好な近隣関係を保ちます。
事業者	◆環境保全活動に参加し、あるいは支援します。 ◆事業所の温室効果ガスの抑制に努めます。
行政	◆地球環境・自然環境・生活環境の保全を意識した施策を展開します。 ◆環境学習・教育の場を設けます。

(5) 成果目標値の考え方 (なぜその指標なのか。目標値の根拠)	
河川の水質BOD値	河川の水質汚濁について、市内河川の平均的環境基準値である5.0mg/l以下を目標にすることで、河川の浄化に努めます。
温室効果ガス発生抑制(二酸化炭素換算排出削減率)	市域全体における温室効果ガス排出量を25%削減することを目標とします。

「後期基本計画」分野別計画 説明資料

施策番号	212	施策名	循環型社会の構築
------	-----	-----	----------

(1) 施策をとりまく環境変化と課題 (記載内容の根拠データ、補足説明)			
◆全国におけるリサイクル率	一般廃棄物 平成10年度	14.6%	平成18年度 19.6%
	産業廃棄物 平成10年度	42.1%	平成18年度 51.3%
◆技術革新の一例	ガス化溶融炉の開発(ごみを加熱しガスと無機物に分解、ガスは無害化、無機物は溶融、焼却残渣が従来の1/10程度に、路盤材等へ利用すれば残渣は0に)		
◆分別の徹底	プラスチック製容器包装への異物の混入により、その選別の対応に追われている。		
◆施設の老朽化	リサイクルセンター：平成3年4月稼働 クリーンセンターしらさぎ：平成12年3月稼働(焼却炉の寿命は一般的に15年)		

(2) 基本事業(前期基本計画との比較。設定の考え方)	
前期基本計画	後期基本計画
循環型社会形成への取組体制づくり	ごみ減量の促進
ごみの減量・再使用・リサイクルと適正処理の推進	リサイクルの促進
エネルギー有効活用の実践	最終処分量の減量の促進

設定の考え方	
◆ごみ処理には膨大な費用を要することから、ごみの排出量の抑制「減量化」が非常に重要な要素となってることから、1番目に設定しました。	
◆限りある資源を有効に活用し、持続可能な循環型社会を構築するためには、ごみの「再利用」、「再資源化」を可能な限り図っていく必要があることから、2番目に設定しました。	
◆鎌ヶ谷市は使用可能な一般廃棄物最終処分場が無く、他県に頼っている現状です。 また、日本全体でも一般廃棄物最終処分場の残余年数は20年未満であり、埋め立て量を減らす事が求められています。そこで、排出段階からの減量、中間処理としてのリサイクルや焼却により、最終処分量の減量を図るということで3番目に設定しました。	

記載課	クリーン推進課
-----	---------

(3) 施策を実現する手段(想定する事務事業) ※あくまで想定	
基本事業名	想定する事務事業
ごみ減量の促進	生ごみ処理容器購入費補助事業、有価物回収運動奨励金交付事業、買い物袋持参推進運動
リサイクルの促進	有価物回収運動奨励金交付事業、柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合に要する事業(ごみ処理等)
最終処分量の減量の促進	柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合に要する事業(ごみ処理等)

(4) まちづくり主体ごとの役割(たとえば…)	
市民	◆生ごみ処理機の利用や、有価物回収運動を利用します。 ◆エコマークがついた文房具など地球にやさしい製品を購入します。 ◆捨てる前に、修理できるものは修理します。
事業者	◆事業所から出るごみは、自分で処理するか専門業者に依頼します。 ◆過剰包装の廃止や、素材に分別しやすい製品を作ります。
行政	◆燃やせないごみの中から資源を回収するなどのリサイクルを促進します。 ◆ごみ処理施設の見学会や広報など啓発活動を行います。

(5) 成果目標値の考え方(なぜその指標なのか。目標値の根拠)	
資源化率	◆ごみの中から回収する資源の量を増やしていくことが、限りある資源の有効活用につながる ◆本市の資源化率は比較的高い水準にあるが、さらに上昇を目指す。
減量処理率	◆最終処分場の延命化には、最終処分量(埋め立て量)を減らすことが必要なため ◆大幅な向上には施設の改修等が必要であるが、財政上困難なため

「後期基本計画」分野別計画 説明資料

施策番号	221	施策名	良好な住宅の整備
------	-----	-----	----------

(1) 施策をとりまく環境変化と課題
(記載内容の根拠データ、補足説明)

- ・全国各地で発生した地震での被害により、建築物の耐震改修に対する関心が高まっています。
- ・耐震偽装事件以降建築基準法がより厳格なものに改正され、構造一級建築士や設備一級建築士の関与など審査方法が厳しくなっています。今後も建築確認申請の改正が予定されています。
- ・耐震偽装事件では、購入者が経済的負担を強いられる事態が生じたことから、今後こうした事態をなくすべく、住宅瑕疵担保履行法が施行しました。
- ・地球環境に配慮することは建築にも求められることから、建設廃材を少なくし省エネルギー住宅とする長期優良住宅の普及促進に関する法律が施行されました。
- ・市営住宅は施設の老朽化に加えバリアフリーへの対応など改修が必要になっています。また、市内全域に比べ高齢化が高まっています。

(2) 基本事業（前期基本計画との比較、設定の考え方）

前期基本計画	後期基本計画
良質な住環境づくり	良好な住環境の確保
住みよい公営住宅の充実	安全で快適な住宅の整備
	住みよい公営住宅の充実

設定の考え方

- ・良質な住環境を整備するため、生活道路や公園などの都市基盤の整備を図っていますが、今後は市民と共に、個々の住宅も含め、良好な住環境の確保を図っていきます。
- ・耐震改修促進計画も策定され、建物の耐震化をすすめることにより、安全で快適な住環境の整備を促進します。
- ・公営住宅が担う役割を鑑み、改修による老朽化の解消、バリアフリー化による居住者への住環境の改善を図っていきます。

記載課	建築住宅課
-----	-------

(3) 施策を実現する手段（想定する事務事業）
※あくまで想定

基本事業名	想定する事務事業
良好な住環境の確保	工事完了検査率の向上
安全で快適な住宅の整備	無料耐震診断相談会の実施
住みよい公営住宅の充実	市営住宅維持補修事業

(4) まちづくり主体ごとの役割（たとえば…）

市民	<ul style="list-style-type: none"> ・建築関係法令に対する正しい意識をもちます。 ・建築物を適正に維持管理します。 ・建築、増築等は法令を遵守し、完了時に検査を受けます。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・依頼人に対して適正に法令の説明をします。（法令遵守と説明責任を果たします） ・行政と協力して市民に対して住情報を提供します。
行政	<ul style="list-style-type: none"> ・市民が安全で快適に暮らすことのできる環境を構築するための情報提供窓口を整えます。 ・建築パトロールを通じて、違反建築物の早期発見、是正に努めます。 ・市営住宅の計画的な改修を実施します。

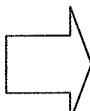
(5) 成果目標値の考え方（なぜその指標なのか。目標値の根拠）

工事完了検査率	工事完了検査を実施することにより法令が遵守され、良好な住環境が確保されるため。
無料耐震診断相談会申込者への診断実施率	既存住宅が安全か否かの判断を希望する住民の要望を行政側でバックアップすることにより、安全で快適な住宅の整備を促進する。

「後期基本計画」分野別計画 説明資料

施策番号	222	施策名	快適な公園・緑地環境の整備
------	-----	-----	---------------

(1) 施策をとりまく環境変化と課題 (記載内容の根拠データ、補足説明)
<p>・宅地化等に伴い、平成15年当時鎌ヶ谷市内に205haあった山林が、平成20年には153haと52haの減少となっており、今後、緑の保全、緑化の推進が課題となっています。</p>

(2) 基本事業（前期基本計画との比較。設定の考え方）												
<table border="1"> <thead> <tr> <th>前期基本計画</th> <th>後期基本計画</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・花とみどりのふれあい空間づくり</td> <td>・花とみどりのふれあい空間づくり</td> </tr> <tr> <td>・パートナーシップによる緑づくり</td> <td>・パートナーシップによる緑づくり</td> </tr> <tr> <td></td> <td>と保全</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> 	前期基本計画	後期基本計画	・花とみどりのふれあい空間づくり	・花とみどりのふれあい空間づくり	・パートナーシップによる緑づくり	・パートナーシップによる緑づくり		と保全				
前期基本計画	後期基本計画											
・花とみどりのふれあい空間づくり	・花とみどりのふれあい空間づくり											
・パートナーシップによる緑づくり	・パートナーシップによる緑づくり											
	と保全											

設定の考え方
<p>・市内における緑の減少が著しく（平成10年度における山林面積225ha（10.7%）に対し、平成20年度山林面積153ha（7.3%））緑づくりと共に、現在ある緑（樹林地等）の減少を抑制する必要性があるため保全を追加したものです。</p>

記載課	公園緑地課
-----	-------

(3) 施策を実現する手段（想定する事務事業） ※あくまで想定	
基本事業名	想定する事務事業
花とみどりのふれあい空間づくり	現在、事業を進めている栗野地区公園等の事業推進を図る
パートナーシップによる緑づくりと保全	サポーター制度の啓蒙及びサポーターの拡充を図る。

(4) まちづくり主体ごとの役割（たとえば…）	
市民	・愛着のある自分たちの公園となるよう公園の清掃等の維持管理に参加しています。
事業者	・開発事業者は、既存樹木を生かした緑化及び公園の設置に協力しています。
行政	・四季折々の花が楽しめる緑のスポット作りとして、各公園に花壇を設置します。

(5) 成果目標値の考え方（なぜその指標なのか。目標値の根拠）	
市民一人当たりの公園面積	既設公園計画及び将来公園計画に過去5年間における開発行為等による帰属公園面積の平均値を加算し算出したものです。

「後期基本計画」分野別計画 説明資料

施策番号	223	施策名	うるおいある河川・水路の整備
------	-----	-----	----------------

(1) 施策をとりまく環境変化と課題
(記載内容の根拠データ、補足説明)

◆建築確認申請の内訳推移 h18・民間755件市135件h19・民間495件市54件（統計
鎌ヶ谷）◆市内の湧水の推移は19箇所から13箇所に減り、湧水量も減っている。
(市史編纂・鎌ヶ谷市の湧水より)明確なデータはなし◆河川の整備状況・一級河
川大柏川は市境から1km下流まで整備中・一級河川大津川は柏市境から3km下
流まで整備中・一級河川二重川は船橋市境まで整備が完了・下手賀に流れる普通
河川金山落は国道464号との横断部まで時間30mmの暫定整備が終了

記載課 道路河川建設課、道路河川管理課

(3) 施策を実現する手段（想定する事務事業）

※あくまで想定

基本事業名	想定する事務事業
河川・水路整備事業	紙敷水路
準用河川整備事業	二和川
雨水貯留池整備事業	串崎新田・南初富
雨水貯留浸透施設整備事業	都市公園や公共施設
雨水浸透施設設置促進事業	宅地内の浸透施設

(2) 基本事業（前期基本計画との比較。設定の考え方）

前期基本計画	後期基本計画
安心して暮らせる治水対策	市民が水辺に親しみを持っています。
潤いある水辺環境づくり	市民が水害に対して安心して生活できています。

設定の考え方

後期基本計画の期間では、河川区域の整備に当たり、一級河川大柏川第二調節池は計画面積19haと広大な区域となっており、時間50mmの整備を行う中で、親水公園的要素を合わせ持った施設となるよう、千葉県などと協議を行いたいと考えています。
下流側の整備が進まない河川区域では、貯留池の整備により、道路冠水などの軽減策を講じてまいります。市街地の内水排除対策は、雨水貯留浸透施設などの整備より、局所的な対策を行ってまいります。

(4) まちづくり主体ごとの役割（たとえば…）

市民	宅地化や舗装などにより、地下に雨水が浸透しにくくなり、低地部に雨水が溜まりやすい状況が作られた。水循環の構築には雨水浸透樹設置が重要な施策であり、家の屋根に降った雨水を地下に浸透させることにより、治水と湧水確保による水質の向上を期待する。
事業者	規模の大きな施設を有しており、雨水抑制策を実行する事は、地域に大きな影響を与えます。
行政	河川・水路・貯留池などの整備を行い、まちとしての機能を高めます。

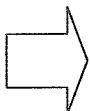
(5) 成果目標値の考え方（なぜその指標なのか。目標値の根拠）

浸水面積	浸水面積127.2haを121.1haに縮減します。（串崎新田地区2.3ha・東初富地区0.6ha・南初富地区0.3ha・他2.9ha）
浸透樹設置個数	浸透樹の設置数は当初の5ヵ年で1,072基、後半の5ヵ年で1,000基。H17からh19の実績は124から187基で、積極策として年間200基を目指とする。

「後期基本計画」分野別計画 説明資料

施策番号	224	施策名	上・下水道の整備
------	-----	-----	----------

(1) 施策をとりまく環境変化と課題 (記載内容の根拠データ、補足説明)	
<ul style="list-style-type: none"> 千葉県水道局によるお客様意識調査で「満足」と「どちらかといえば満足」の合計が44.4%、「不満」「どちらかといえば不満」の合計が50.1%となっており満足していないほうが多い。 「不満」の理由としては、「おいしくない」が75%、「安全性に不安」が48%となっており、安全で良質な水の供給が求められている。 下水道の全体計画目標時人口を113,000人から108,000人に5,000人縮小しました。 建設後30年以上の管渠延長は22.5km、35年以上の施設も、188mあります。国土交通省によれば改築が必要となる施設は建設後50年経過した施設となっています。それまでの間、適切な修繕を実施する必要があります。 	

(2) 基本事業(前期基本計画との比較、設定の考え方)															
<table border="1"> <tr><td>前期基本計画</td><td>後期基本計画</td></tr> <tr><td>上水道の充実と水の有効利用</td><td>上水道の普及と水の有効利用</td></tr> <tr><td>公共下水道の充実と水洗化の促進</td><td>公共下水道の充実</td></tr> <tr><td>排水組合の指導</td><td>社会の情況に即した計画の策定・見直し</td></tr> <tr><td></td><td>公共下水道施設の維持管理</td></tr> </table> 	前期基本計画	後期基本計画	上水道の充実と水の有効利用	上水道の普及と水の有効利用	公共下水道の充実と水洗化の促進	公共下水道の充実	排水組合の指導	社会の情況に即した計画の策定・見直し		公共下水道施設の維持管理	<table border="1"> <tr><td>上水道の普及と水の有効利用</td></tr> <tr><td>公共下水道の充実</td></tr> <tr><td>社会の情況に即した計画の策定・見直し</td></tr> <tr><td>公共下水道施設の維持管理</td></tr> </table>	上水道の普及と水の有効利用	公共下水道の充実	社会の情況に即した計画の策定・見直し	公共下水道施設の維持管理
前期基本計画	後期基本計画														
上水道の充実と水の有効利用	上水道の普及と水の有効利用														
公共下水道の充実と水洗化の促進	公共下水道の充実														
排水組合の指導	社会の情況に即した計画の策定・見直し														
	公共下水道施設の維持管理														
上水道の普及と水の有効利用															
公共下水道の充実															
社会の情況に即した計画の策定・見直し															
公共下水道施設の維持管理															

設定の考え方	
<ul style="list-style-type: none"> 安全で良質な水の供給のためには、上水道普及率が引き続き向上することが必要と考えられ、水が貴重な資源であることから日々の節水行動など有効利用に努めることが重要と考えられることから設定した。 「公共下水道の充実」は、施策のめざす姿を実現する根本的な基本事業であるため、下水道に関する1番目の基本事業としました。 下水道事業は非常に長期的事業であり、社会経済情勢の変化、人口の増減などに対応した最善な計画に保つことが、効率的整備且つ、健全な下水道経営に欠かせないものであるため、「社会の情況に即した計画の策定・見直し」を基本事業として設定しました。 下水道建設が進むと同時にその施設を長寿命化させるための適切な維持管理が求められてくることになります。施設の寿命を延ばすことは、将来下水道整備を推進するための重要な要素となるため「公共下水道施設の維持管理」を、基本事業として設定しました。 	

記載課	企画財政課、下水道課
-----	------------

(3) 施策を実現する手段(想定する事務事業) ※あくまで想定	
基本事業名	想定する事務事業
上水道の普及と水の有効利用	県水だより等配布による周知
公共下水道の充実	計画に基づく効率的な下水道整備工事
社会の情況に即した計画の策定・見直し	<ul style="list-style-type: none"> 10年毎に下水道事業の再評価 5年毎に20年後を想定した全体計画の見直し 5年毎に汚水処理の手法を経済的に比較する「汚水処理適正化構想」の見直し。
公共下水道施設の維持管理	<ul style="list-style-type: none"> 管渠清掃 マンホール蓋の改修

(4) まちづくり主体ごとの役割(たとえば…)	
市民	<ul style="list-style-type: none"> 日々の節水や、節水型機器への転換に努めていただきます。 公共下水道が整備されたら3年以内に接続します。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> 日々の節水や、節水型機器への転換に努めていただきます。 特定事業所は除外施設を設置し、公共下水道へ接続します。
行政	<ul style="list-style-type: none"> 県水だより等配布による周知 効率的な計画及び評価が出来るよう、正確なデータを取得します。新しい技術を取り入れる等により経済的な整備を心がけます。施設の状態を適時管理し、適切な管理をします。

(5) 成果目標値の考え方(なぜその指標なのか。目標値の根拠)	
上水道普及率	上水道の普及率向上により安全で良質な水の供給世帯が増加するため。
下水道普及率	公共下水道整備の進捗を表す数値。処理区域内人口を計画区域内人口で割ったもので、公共下水道を利用できる環境に住む市民の割合。
下水道水洗化戸数	施策の「めざす姿」が達成された戸数を表すもので、公共下水道が整備された区域の建物のうち下水道に接続して利用を開始している戸数。

「後期基本計画」分野別計画 説明資料

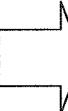
施策番号	225	施策名	環境衛生の充実
------	-----	-----	---------

(1) 施策をとりまく環境変化と課題 (記載内容の根拠データ、補足説明)			
◆公共下水道、合併処理浄化槽の普及	公共下水道利用者数 平成10年度 37,954人	平成20年度 49,504人	
	合併処理浄化槽利用者数 平成10年度 14,830人	平成20年度 28,176人	
◆し尿汲み取り及び単独処理浄化槽は生活排水(台所排水や洗濯排水等)を未処理で流しています。そこで、公共下水道が使用可能となった地区では公共下水道へ、それ以外の地区では合併処理浄化槽へ転換することが求められています。			
◆火葬件数の増加	四市複合事務組合(鎌ヶ谷市分)の火葬件数 平成13年度 564件	平成20年度 707件	
◆畜犬数の増加	畜犬の登録頭数 平成14年度 4,852頭	平成20年度 5,574頭	

(2) 基本事業(前期基本計画との比較、設定の考え方)	
前期基本計画	後期基本計画

衛生的な生活環境の確保
靈園等の充実

合併処理浄化槽の設置促進
し尿、浄化槽汚泥の適正処理
愛玩動物の適正な飼育
斎場等の充実



設定の考え方	
◆公共下水道と合併処理浄化槽が普及することにより、生活排水の河川等への流入が防げることから、1番目に設定しました。	
◆収集されたし尿と浄化槽汚泥を適正に処理することで、公共用水域の水質保全に寄与するため2番目に設定しました。	
◆ペットブームの中で、ペットと楽しく暮らすための前提として適正な飼育や畜犬登録数及び狂犬病予防注射の接種率を向上させるため設定しました。	
◆四市の斎場(火葬場)等の受け入れ能力が限界に達することから設定しました。	

記載課	クリーン推進課、環境課
-----	-------------

(3) 施策を実現する手段(想定する事務事業) ※あくまで想定	
基本事業名	想定する事務事業
合併処理浄化槽の設置促進	◆合併処理浄化槽設置整備補助金交付事業
し尿、浄化槽汚泥の適正処理	◆柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合に要する事業(し尿処理等)
愛玩動物の適正な飼育	◆狂犬病予防注射の接種呼びかけ ◆適正な飼育(しつけ教室など)の促進
斎場等の充実	◆四市の第二斎場の建設

(4) まちづくり主体ごとの役割(たとえば…)	
市民	◆し尿の汲み取り、浄化槽の点検、清掃をきちんと実施します。 ◆食べ残しはごみ入れに、食器のひどい汚れは洗う前に拭き取ります。 ◆愛玩動物を適正に飼育し、畜犬登録と狂犬病予防注射を必ずします。
事業者	◆し尿の汲み取り、浄化槽の点検、清掃をきちんと実施します。 ◆油水分離槽などの排水処理設備を適正に管理します。 ◆ペットショップなどでは、予防注射の接種などを呼び掛けます。
行政	◆し尿を適正に収集し、収集されたし尿等を適正に処理します。 ◆地域での集團注射の実施など登録や接種率の向上を図ります。 ◆第二斎場の建設を促進します。

(5) 成果目標値の考え方(なぜその指標なのか。目標値の根拠)	
生活排水処理率	◆生活排水が処理されることで、河川等の汚濁負荷が軽減される ◆公共下水道及び合併処理浄化槽の普及と集合住宅等の公共下水道への合併処理浄化槽からの転換を考慮した。

「後期基本計画」分野別計画 説明資料

施策番号	2-3-1	施策名	交通安全の推進
------	-------	-----	---------

(1) 施策をとりまく環境変化と課題 (記載内容の根拠データ、補足説明)
○千葉県の交通白書によると、全国の交通事故の発生件数は右肩下がりになっていとともに、交通事故死者数についても、平成13年から8年連続で減少しており、昭和28年以来54年振りに5000人台となっております。当市の死亡事故については、過去5箇年を振り返ってみると、平成15、16年が4人だったものの、平成17年から現在まで、1人ないし2人となっています。県内で発生した65歳以上の高齢者の事故は、発生件数が6964件、死者数112人については、全死者数の44%を占めており、発生件数、死者数、負傷者数全てにおいて増加しております。また、自転車が関係した事故は、7788件、前年比1%の増加となっており、年齢別にみると、小中学校、高校の児童、生徒が事故件数のうち32%を占めております。 ○市民意識調査では、「交通事故防止のための安全対策」の満足度がマイナス22.0、今後の重要度として65.7と関心が高いところです。

(2) 基本事業 (前期基本計画との比較。設定の考え方)	
前期基本計画	後期基本計画
交通安全意識の高揚	交通安全意識の高揚
道路交通環境の充実	道路交通環境の充実
交通安全に関する調査・研究の推進	交通安全に関する調査・研究の推進
交通事故被害者への支援	交通事故被害者への支援

設定の考え方
○交通事故を抑制させる基本項目として「交通安全の意識高揚」は引き続き必要であり、継続して設定いたしました。
○市民意識調査結果から、交通安全対策を充実すべく前計画から継続して交通安全対策事業を展開していきます。
○交通安全施設の整備を効率良く、また市民からの目線に立った整備が充実できるよう、警察関係者と情報の共有化を図り、事故データに即した対応を行っていきます。
○交通事故の被害者や家族の経済的・精神的な不安が軽減されるよう、千葉県交通災害共済への加入及び交通事故相談活動並びに交通遺児の育成及び援助を前計画から引き続き実施していきます。

記載課	道路河川管理課、安全対策課
-----	---------------

(3) 施策を実現する手段 (想定する事務事業) ※あくまで想定	
基本事業名	想定する事務事業
交通安全意識の高揚	年間を通じて行う交通安全運動及び、幼稚園、小中学校、老人クラブでの交通安全教室の実施
道路交通環境の充実	歩道等整備事業・通学路整備事業の実施
交通安全に関する調査・研究の推進	警察関係者と定期的に情報の共有化を図り、事故多発箇所等の現地診断を行い対策工事を実施
交通事故被害者への支援	交通事故共済加入への推進、また、交通事故相談活動を月に1度、交通遺児の育成・援助の実施

(4) まちづくり主体ごとの役割 (たとえば…)	
市民	・日頃から交通ルール、マナーを守り交通事故を未然に防ぐ ・年間を通じた交通安全運動、安全教室への参加、街頭監視ボランティア活動への参加
事業者	・従業員へ交通安全教育の実施・交通安全運動、啓発活動への参加
行政	・警察等の関係機関と連携して、交通安全運動及び交通安全教室の開催並びに交通安全施設の整備を行う

(5) 成果目標値の考え方 (なぜその指標なのか。目標値の根拠)	
交通事故発生件数	交通事故発生件数の減少により、交通安全対策全般が充実している。また目標値の根拠は、過去五年間の平均減少率を勘案したものである。
人口千人当たりの交通事故死傷者数	警察で発行する交通白書など、全国的に交通事故の発生状況の数値を比較する指標として用いられる。また目標値の根拠は、過去五年間の平均減少率を勘案したものである。

「後期基本計画」分野別計画 説明資料

施策番号	232	施策名	防犯対策の促進
------	-----	-----	---------

(1) 施策をとりまく環境変化と課題 (記載内容の根拠データ、補足説明)									
	H7	H8	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20
空き巣	52	61	128	120	100	132	98	78	117
車上狙い	159	124	420	493	235	160	123	123	146
自転車盗	359	311	418	350	270	333	308	290	369
全刑法認知件数	1564	1371	2187	2056	1748	1836	1453	1417	1498
	H15	H16	H17	H18	H19	H20			
パトロール隊数	6	14	21	32	36	37			

(2) 基本事業 (前期基本計画との比較。設定の考え方)	
前期基本計画	後期基本計画
防犯施設の充実	防犯施設・設備の充実
防犯活動の推進	防犯活動の推進
	防犯知識の普及
	防犯体制の整備

設定の考え方	
◎ 交番の新設など防犯施設とともに防犯灯など設備の充実も図る意味で施設・設備としました。	
◎ 警察や防犯協会との連携により、市民が日常的に防犯活動に参加できる体制づくりを引き続き推進していきます。	
◎ 市民一人ひとりが防犯に関する知識を持てるように、地域における防犯講習の開催など行っています。	
◎ 事業者等と防犯に関する協定の締結など、防犯体制を整備していきます。	

記載課	安全対策課
-----	-------

(3) 施策を実現する手段 (想定する事務事業) ※あくまで想定	
基本事業名	想定する事務事業
防犯施設・設備の充実	防犯灯新設事業・防犯灯維持管理事業
防犯活動の推進	防犯パトロール隊の充実強化
防犯知識の普及	防犯講習や防犯講話の実施
防犯体制の整備	事業者等との防犯協定の締結

(4) まちづくり主体ごとの役割 (たとえば…)	
市民	防犯に対する正しい知識の習得。 防犯活動への積極的な参加。一人ひとりの防犯対策。
事業者	地域で行う防犯活動への積極的な参加。 事業所における防犯対策。
行政	防犯灯の維持管理費や新設費の補助。防犯活動の中心となる防犯協会への補助。

(5) 成果目標値の考え方 (なぜその指標なのか。目標値の根拠)	
刑法犯認知件数	千葉県警察本部（鎌ヶ谷警察署）が目標とする刑法犯の認知件数の減少が、犯罪発生の抑止につながるため。
防犯パトロール隊団体数	市民1人ひとりの防犯意識の高揚を図り、防犯活動に参加できる機会を拡大する。

「後期基本計画」分野別計画 説明資料

施策番号	233	施策名	防災対策の強化
------	-----	-----	---------

(1) 施策をとりまく環境変化と課題 (記載内容の根拠データ、補足説明)				
	H17	H18	H19	H20
市の世帯	38,826	38,457	39,439	40,226
自主防災会加入世帯	23,401	24,892	24,844	26,888
組織率	60.3%	64.7%	63.0%	66.8%
※世帯数は年度を基準としている。				

(2) 基本事業（前期基本計画との比較。設定の考え方）	
前期基本計画	後期基本計画
地域防災体制の充実	地域防災体制の充実
防災意識の高揚	防災意識の高揚
応急活動・災害復旧体制の強化	応急活動・災害復旧体制の強化
災害に強い都市構造づくり	災害に強い都市構造づくり

設定の考え方	
◎ 自主防災組織への加入世帯の増加や地域における防災訓練の実施など、地域における防災体制が充実しています。	
◎ 総合防災訓練の参加者数が増えており、市民の防災意識が高まっています。	
◎ 防災備蓄倉庫の設置や各種団体との災害協定の締結など、体制の強化を図っています。	
◎ 公共施設の耐震化を図り、災害に強い都市構造づくりを実現します。	

記載課	安全対策課
-----	-------

(3) 施策を実現する手段（想定する事務事業） ※あくまで想定	
基本事業名	想定する事務事業
地域防災体制の充実	自主防災組織の組織率を向上
防災意識の高揚	総合防災訓練への参加促進
応急活動・災害復旧体制の強化	災害発生時に備え防災備蓄倉庫を設置
災害に強い都市構造づくり	公共施設の耐震化

(4) まちづくり主体ごとの役割（たとえば…）	
市民	「自分たちが住む地域は、自分たちが守る」という考えを基本に、防災訓練など地域の防災活動への積極的参加。
事業者	従業員や施設利用者の安全確保に努め、地域住民への貢献を図り、防災活動や災害協定の締結を推進する。
行政	防災会議で作成した地域防災計画を適切に実施し、防災体制の強化を図る。

(5) 成果目標値の考え方（なぜその指標なのか。目標値の根拠）	
自主防災組織組織率	地域における防災意識の高揚と災害発生時に対応するための防災訓練参加の機会を増やす。
防災訓練参加延べ人数	防災訓練に参加し、災害を疑似体験することにより、災害発生時に適切な対応が図れるようになる。

「後期基本計画」分野別計画 説明資料

施策番号	234	施策名	消防力の強化
------	-----	-----	--------

(1) 施策をとりまく環境変化と課題 (記載内容の根拠データ、補足説明)	
<ul style="list-style-type: none"> 平成16年から市民もAEDの使用が可能となり、平成18年度からAEDの使用方法を加えた普通救命講習会を開催しております。 市内AEDの設置状況は、平成21年度現在、民間事業所・公共施設を合わせて60箇所設置されております。 今後も多数の人が出入りする施設を中心にAEDの設置並びに普通救命講習の受講を働きかけてまいります。 全国で住宅火災における死者数は、平成15年以降5年連続して1,000人を超えており、このうち、高齢者の占める割合は約6割となっています。 	

(2) 基本事業（前期基本計画との比較、設定の考え方）	
前期基本計画	後期基本計画

火災を防ぐ体制づくり	消防体制の充実
安心できる救急・救助体制づくり	火災予防の推進
	安心できる救急・救助体制づくり

設定の考え方	
<ul style="list-style-type: none"> 継続的な車両更新、災害活動拠点である消防庁舎の維持管理は消防力の強化を図る上で重要な問題です。前期基本計画同様、継続して設定をしました。 火災による被害を最小限にするためには、消防法の改正により平成18年6月から設置義務化された住宅用火災警報器の設置が大変有効であります。住宅用火災警報器の設置により、市民の生命・財産の被害軽減を大幅に図れるものであると考え、新たに設定をしました。 救命の向上を目指し、高規格救急自動車及び救助資機材の更新や救急救命士の養成を図るとともに、多数の人が出入りする施設のAED設置を促進し、市民自らが救命処置を身につけるために普通救命講習を受講していただき、もしものときには正しい救命処置ができるよう継続的に設定しました。 	

記載課	消防総務課、予防課、警防課
-----	---------------

(3) 施策を実現する手段（想定する事務事業） ※あくまで想定	
基本事業名	想定する事務事業
消防体制の充実	消防車両更新事業・消防庁舎建て替え事業
火災予防の推進	住宅用火災警報器の設置啓発活動
安心できる救急・救助体制づくり	普通救命講習・救急、救助車両更新事業

(4) まちづくり主体ごとの役割（たとえば…）	
市民	<ul style="list-style-type: none"> 住宅用火災警報器を設置する。 普通救命講習を積極的に受講する。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> AEDを設置し、維持管理や取扱い方法も含め有効に活用できる体制を整える。 事業所単位で普通救命講習を受講する。 消防用設備等を法令に基づき、適正に維持管理します。
行政	<ul style="list-style-type: none"> 普通救命講習を定期的に実施し市民が受講し易い環境を整える。 住宅用火災警報器の設置普及及び啓発活動を行う。 防災拠点施設の整備や、消防・救急車両の更新整備を行う。

(5) 成果目標値の考え方（なぜその指標なのか。目標値の根拠）	
普通救命講習受講者数	普通救命講習会は、毎年約50回講習会を開催し、年間平均約700名の参加があります。今後もこのペースで講習会を開催する予定で、毎年700名の参加を予定し目標値としました。
住宅用火災警報器普及率	現在の設置率は3.4%で市内の約13,000世帯で設置済みです。今後毎年設置率を3%、1,200世帯づつ増加させることを目標とし、10年後には30%増加の目標値としました。
人口1万人当たりの出火率	過去10年間の平均出火率は、全国4.6件、千葉県4.7件、鎌ヶ谷市4.2件です。平成20年度の現状値3.6件を維持することを目標としました。

「後期基本計画」分野別計画 説明資料

施策番号	311	施策名	広域交流拠点
------	-----	-----	--------

(1) 施策をとりまく環境変化と課題

(記載内容の根拠データ、補足説明)

- 新鎌ヶ谷地区土地区画整理事業進捗率 約99%
- 新鎌ヶ谷地区土地利用利用率 約60%
- 成田新高速鉄道開通 平成22年7月17日予定

記載課	都市整備課
-----	-------

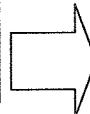
(3) 施策を実現する手段（想定する事務事業）

※あくまで想定

基本事業名	想定する事務事業
広域交流拠点の基盤づくり	新鎌ヶ谷地区の利便性や回遊性を創出する整備
広域交流拠点機能の集積誘導	新鎌ヶ谷地区へ魅力のある店舗等を誘導

(2) 基本事業（前期基本計画との比較。設定の考え方）

前期基本計画	後期基本計画
広域交流拠点の基盤づくり	広域交流拠点の基盤づくり
広域交流拠点機能の集積誘導と土地の高度利用	広域交流拠点機能の集積誘導



設定の考え方

賑わいとふれあいのある魅力的な商業施設の集積誘導の中で、空間の有効活用も誘導することで高度利用を考えていくこととしたため事業名から削除しました。

(4) まちづくり主体ごとの役割（たとえば…）

市民	<ul style="list-style-type: none"> 賑わいのある店舗等の経営 地域の自治会やイベントへの参加
事業者	<ul style="list-style-type: none"> 新鎌ヶ谷地区タウンガイドにより建築物の施設計画を行う。 人が集まり賑わいのある店舗等を展開する。
行政	<ul style="list-style-type: none"> 新鎌ヶ谷地区について企業へPRを行う。 地域におけるイベント等の企画及び支援を行う。 新鎌ヶ谷地区の利便性や回遊性を創出する整備を行う。

(5) 成果目標値の考え方（なぜその指標なのか。目標値の根拠）

新鎌ヶ谷駅 乗降客数	<ul style="list-style-type: none"> 賑わいがあり広域的に集客しているかを把握するために設定しました。目標値については、過去の乗降客推移と成田新高速鉄道開業等の要因により設定。
新鎌ヶ谷地区事業所数	<ul style="list-style-type: none"> 賑わいのある広域交流拠点として集積が図られているか把握するために、事業所集積数を設定しました。目標値については、現在の土地利用状況を考慮して設定しました。

「後期基本計画」分野別計画 説明資料

施策番号	312	施策名	鉄道新線開業等に対応した新市街地の整備
------	-----	-----	---------------------

(1) 施策をとりまく環境変化と課題

(記載内容の根拠データ、補足説明)

鉄道北千葉の整備については、本八幡から印西を結ぶ路線として用地の買収等が進められていたが、平成14年当時の運輸政務審議会において、鉄道事業認可が取消され、その後第3セクター方式の鉄道として、交通政策審議会での鉄道建設事業の位置づけを確定なものとするため、鉄道通過予定地域の新市街地整備を進めることが第一と考えられる。しかし、その後の千葉ニュータウンの計画人口の縮小や、社会、経済情勢の悪化により、区画整理事業が難しい状況であるが、鉄道不便地域の解消を目指し地域住民と共に市街地の整備を推進する。

(2) 基本事業（前期基本計画との比較、設定の考え方）

前期基本計画	後期基本計画
東京10号線延伸新線の事業化	東京10号線延伸新線の事業化
新たな市街地の形成	新たな市街地の形成



設定の考え方

今後、開催が見込まれる交通政策審議会を視野に入れて、関係市等からなる検討会で事業化を促進する中、地域との連携による新市街地整備事業を進めることにより、鉄道整備の需要を喚起し、鉄道事業化の実現を目指します。

記載課	都市計画課
-----	-------

(3) 施策を実現する手段（想定する事務事業）

※あくまで想定

基本事業名	想定する事務事業
東京10号線延伸新線の事業化	鉄道整備の必要性、需要予測、採算性、整備効果等の再検討
新たな市街地の形成	鉄道駅周辺地域としての道路や下水道その他新市街地の整備

(4) まちづくり主体ごとの役割（たとえば…）

市民	地域のまちづくりを自分たちで考えます。
事業者	区画整理事業などにより生活基盤整備を行い、地域のまちづくりに参加する。
行政	鉄道建設を実現化するために県及び沿線市とともに検討、陳情を行います。

(5) 成果目標値の考え方（なぜその指標なのか。目標値の根拠）

新市街地整備事業着手地区数	鉄道整備の大きな課題となる鉄道予定周辺地域の市街地整備について、整備地区の数を1つの目安とした

「後期基本計画」分野別計画 説明資料

施策番号	313	施策名	質の高い既成市街地の整備
------	-----	-----	--------------

(1) 施策をとりまく環境変化と課題 (記載内容の根拠データ、補足説明)		
・東武鎌ヶ谷駅西口くらしのみちゾーン事業	実施中	
・北初富駅周辺地区整備構想	策定済	
・初富駅周辺まちづくり構想	策定中	

(2) 基本事業 (前期基本計画との比較。設定の考え方)	
前期基本計画	後期基本計画
都市軸の整備	都市軸の整備
身近な近隣商業拠点の整備	近隣商業拠点の整備
住みよい周辺市街地の整備	住みよい周辺市街地の整備

設定の考え方
質の高い既成市街地の整備を実現するためには、引き続き前期基本計画の基本事業を実施することが必要なため同一の設定をしました。なお、『近隣商業拠点の整備』については、『身近な』という表現は明記されていないが『基本事業のねらい』の中で明記しました。

記載課	都市整備課
-----	-------

(3) 施策を実現する手段 (想定する事務事業) ※あくまで想定	
基本事業名	想定する事務事業
都市軸の整備	初富駅、東武鎌ヶ谷駅西口の周辺地区整備
近隣商業拠点の整備	北初富駅、鎌ヶ谷大仏駅、くぬぎ山駅の周辺地区整備
住みよい周辺市街地の整備	計画的な土地利用の規制・誘導と住環境整備

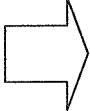
(4) まちづくり主体ごとの役割 (たとえば…)	
市民	<ul style="list-style-type: none"> 地域のワークショップ等に参加する。 まちづくりイベントの企画・実施に参加する。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> まちづくりのイベントに支援・参加をする。 地域の地区計画等に合わせて事業計画を行う。
行政	<ul style="list-style-type: none"> 地域のワークショップをホームページ等で紹介する。 駅前広場等の整備を行う。

(5) 成果目標値の考え方 (なぜその指標なのか。目標値の根拠)	
鎌ヶ谷市を住みよいと答えた市民割合	住みよい市街地の整備を目指すうえで市民アンケート調査による市民の意識度を設定。目標値については、10年間に市民意識を約10%増することを目標としました。
既成市街地整備事業着手地区数	基本事業に着手した地区数を設定しました。目標値については、関連する地区周辺事業(新京成線連続立体交差事業・都市計画道路事業等)の進捗状況より設定しました。

「後期基本計画」分野別計画 説明資料

施策番号 314 施策名 鎌ヶ谷市の魅力あふれるまち並みづくり

(1) 施策をとりまく環境変化と課題 (記載内容の根拠データ、補足説明)	
<ul style="list-style-type: none"> ・住み心地の良い生活環境の向上とは、建築物の意匠・形態と適度に緑化された都市景観がつくられることで、市民が視覚を含む体感的に心地よさをもたらすものと考えます。 ・平成16年に景観法が制定されたことに伴い、鎌ヶ谷市でも景観計画の策定と景観行政団体となるべく取り組むものします。 ・新鎌ヶ谷地区については、景観デザイン方針に沿った建物の立地が行なわれることで、良好な新市街地の景観形成が行なわれます。 ・市民と行政の協働のもとに、景観計画の策定を進めていくものとします。 	

(2) 基本事業 (前期基本計画との比較。設定の考え方)													
<table border="1"> <thead> <tr> <th>前期基本計画</th> <th>後期基本計画</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>魅力あふれるまち並みづくりのための仕組み・制度づくり</td> <td>魅力あふれるまち並みづくりのための仕組み・制度づくり</td> </tr> <tr> <td>魅力あふれるまち並みづくりのための計画づくり</td> <td>魅力あふれるまち並みづくりのための計画づくり</td> </tr> <tr> <td>魅力あふれるまち並みづくりの実践</td> <td>魅力あふれるまち並みづくりの実践</td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table> 	前期基本計画	後期基本計画	魅力あふれるまち並みづくりのための仕組み・制度づくり	魅力あふれるまち並みづくりのための仕組み・制度づくり	魅力あふれるまち並みづくりのための計画づくり	魅力あふれるまち並みづくりのための計画づくり	魅力あふれるまち並みづくりの実践	魅力あふれるまち並みづくりの実践					
前期基本計画	後期基本計画												
魅力あふれるまち並みづくりのための仕組み・制度づくり	魅力あふれるまち並みづくりのための仕組み・制度づくり												
魅力あふれるまち並みづくりのための計画づくり	魅力あふれるまち並みづくりのための計画づくり												
魅力あふれるまち並みづくりの実践	魅力あふれるまち並みづくりの実践												

設定の考え方	
<p>前期基本計画における取り組みを継続し、景観計画・景観条例の策定を進めることにより具体化することにより、魅力あるまち並みづくりが行なわれ、市民が愛着をもって住み続けたいと思うまちづくりを目指すことが必要と考えております。</p>	

記載課 都市計画課

(3) 施策を実現する手段 (想定する事務事業) ※あくまで想定	
基本事業名	想定する事務事業
魅力あふれるまち並みづくりのための仕組み・制度づくり	景観計画の策定と景観行政団体への手続きを進めます。
魅力あふれるまち並みづくりのための計画づくり	景観計画の策定を行います。
魅力あふれるまち並みづくりの実践	景観計画・景観条例にもとづき、市民・事業者の協力を得て、景観に配慮した建築物・工作物の誘導を行ないます。

(4) まちづくり主体ごとの役割 (たとえば…)	
市民	敷地内の緑化と住宅の建築に際して建築物・工作物の意匠・形態を景観に配慮したものとしてもらいます。
事業者	屋外広告物などについて、景観に配慮したものとしてもらいます。建築物・工作物の新築に際して、景観に配慮した意匠・形態とするようにしてもらいます。
行政	景観計画の策定と景観行政団体への移行を進めます。公共空間の緑化と景観に配慮した公共施設整備を行ないます。

(5) 成果目標値の考え方 (なぜその指標なのか。目標値の根拠)	
市の景観への満足度 (市民意識調査)	<p>魅力あふれる街並みづくりについては、主たる要素として都市の景観形成として考えました。</p> <p>景観については市民個々の意識・感覚によるところが大きいものと考えられますので、数値で表すとすれば、市民意識調査における満足度を指標として設定することが適当と考えております。</p> <p>都市の景観は、市域全体のなかで形成されるものであることから、満足度があがるためにには時間がかかるものと考えます。</p> <p>目標値としては、新鎌ヶ谷地区のビルドアップ、都市計画道路の植栽などにより新たに市良好な都市景観が創出されるものとして平成27年度までに約5%、平成32年度までに約5%が達成されるものと考えます。</p>

「後期基本計画」分野別計画 説明資料

施策番号	321	施策名	安全でゆとりある道路の整備
------	-----	-----	---------------

(1) 施策をとりまく環境変化と課題 (記載内容の根拠データ、補足説明)	
<ul style="list-style-type: none"> 市内の道路は通過交通が多く、交差点や踏切で慢性的な渋滞を招いており、沿線市街地の生活環境が悪化しております。 都市計画道路の整備率について、全国平均の約56%（H18末）、千葉県平均の約52%（H19末）に対し、本市は約30%（H20末）となっており、幹線道路のネットワークが形成されていない状況であります。 都市計画道路整備プログラムは、定量的及び定性的による視点から総合評価方式で算定し、区間別に、整備優先順位を短期、中期、長期、その他に分類して策定しました。 北千葉道路は、現在事業が進められている印旛・成田区間（平成20年代半ば開通予定）、外かく環状道路（平成27年開通予定）、成田空港の暫定滑走路の供用開始（H21）が予定されております。 誰もが安全・安心に移動できるバリアフリー化された道路整備（環境）が求められております。 	

(2) 基本事業（前期基本計画との比較。設定の考え方）	
前期基本計画	後期基本計画

道路網の整備・促進	道路網の整備・促進
生活道路の整備	生活道路の整備
安全で快適な道づくり	安全で快適な道づくり

設定の考え方	
<ul style="list-style-type: none"> 幹線道路が整備されることで、道路利用者の安全性・利便性が向上し、交通渋滞が緩和されるため、継続して設定しました。 道路網の整備・促進は幹線道路の整備が遅れていることから、道路利用者の安全性・利便性を向上させるため、設定しました。 生活道路の整備は地域住民の生活環境と利便性を向上させるため、設定しました。 道路を良好に保つことが地域環境の改善にも繋がることが考えられます。 道路の緑化を推進することで、ゆとりの空間が創設され、道路利用者へのコミュニケーションへの創設にも繋がります。 街路樹を整備することで、環境にやさしい、うるおいのある道路空間を創出できるため設定いたしました。 安全で快適な道づくりは道路管理を強化して、危険箇所を迅速に処理し、道路を良好な状態に保ちます。また、緑化などにより、快適でうるおいのある道路空間が形成するため、設定しました。 	

記載課	都市整備課、道路河川管理課、道路河川建設課
-----	-----------------------

(3) 施策を実現する手段（想定する事務事業） ※あくまで想定	
基本事業名	想定する事務事業
道路網の整備・促進	都市計画道路整備事業 主要市道整備事業、交差点改良事業
生活道路の整備	一般市道整備事業 私道整備事業
安全で快適な道づくり	歩道等整備事業、道路維持・補修事業 都市計画道路整備事業、道路愛護活動

(4) まちづくり主体ごとの役割（たとえば…）	
市民	<ul style="list-style-type: none"> 道路を通行する上での交通ルール（制限速度、違法駐車）を守ります 道路清掃や道路植樹帯へ草花の管理などボランティア活動に参加します
事業者	<ul style="list-style-type: none"> 道路を通行する上での交通ルール（過積載、違法駐車）を守ります 道路美化運動に参加します
行政	<ul style="list-style-type: none"> 歩道整備や交差点の改良を計画的に行い、傷んだ舗装の補修を効果的に行います 環境にやさしい舗装を施工することでスリップ、水害防止及び走行音の低減を図るとともに、街路樹の整備を推進して木陰を創出します 道路愛護活動を推進します 道路改修やバリアフリー対策を行います

(5) 成果目標値の考え方（なぜその指標なのか。目標値の根拠）	
「道路の状況」不満足度	平成20年度市民意識調査により、「道路の整備」に対する不満足度が最も高いことから、これを改善すべく成果目標とした。
都市計画道路整備率	道路ネットワークの形成にむけた指標です。現在、事業中区間、及び都市計画道路整備プログラムの短期区間を整備することを目標とします。

「後期基本計画」分野別計画 説明資料

施策番号	322	施策名	利便性の高い公共交通体系の充実
------	-----	-----	-----------------

(1) 施策をとりまく環境変化と課題 (記載内容の根拠データ、補足説明)	
利便性の高い公共交通体系の充実をはかるものとして、成田新高速鉄道が平成22年度開通予定であり、長年の課題であった鉄道による市の中心部の分断が東武鉄道に続き新京成線の連続立体交差事業により解消され、一体の市街地の整備が進められ、交通渋滞の解消により車による移動も容易にするとともに利用者や環境にやさしい交通環境の充実を目指しています。	

(2) 基本事業（前期基本計画との比較。設定の考え方）	
前期基本計画	後期基本計画
公共交通網の充実	公共交通網の充実
交通環境の充実	交通環境の充実

設定の考え方	
前期基本計画における基本事業が継続して実施されており、これらを引き継ぎ基本事業として維持することで、より利便性の高い公共交通体系の充実が図れることから、継続して設定したものです。	

記載課	都市計画課
-----	-------

(3) 施策を実現する手段（想定する事務事業） ※あくまで想定	
基本事業名	想定する事務事業
公共交通網の充実	各交通機関の結節機能を強化による利便性の向上を目指す
交通環境の充実	駅施設のバリアフリー化、駅前広場等の整備

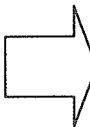
(4) まちづくり主体ごとの役割（たとえば…）	
市民	自ら公共交通機関を利用することで、地球温暖化防止や省エネに協力すると共に駅やバス停でのゴミのポイ捨て等気をつけます。
事業者	利用者の立場に立って施設を見直し、気持ちよく便利に利用してもらいます。施設のバリアフリー化を進めます。
行政	人にやさしく移動がしやすい施設及び周辺施設との連絡に心がけます。公共交通網を充実することにより地域の需要にこたえます。

(5) 成果目標値の考え方（なぜその指標なのか。目標値の根拠）	
鉄道駅乗降客数	市内全駅の利用者動向としたのは、新規鉄道線の開通による利用者の動向及び他の地域の便利さを満足度の指針と考えます。
市内バス利用者数	コミュニティバス及び路線バスに対する利用者の満足度を測る指標とした。

「後期基本計画」分野別計画 説明資料

施策番号	331	施策名	都市農業の育成
------	-----	-----	---------

(1) 施策をとりまく環境変化と課題 (記載内容の根拠データ、補足説明)	
<ul style="list-style-type: none"> 市内農業者平均所得は市内の給与所得者の約3分の1である。 市内における年齢別農業者数を見ると男女平均が54.8歳であり、65歳以上の農業従事者は327人で30.5%（市民全体では15.8%）を占めている。 梨の出荷量は、全国で千葉県がトップであり、県内では、白井市・市川市に次いで第3位となっている。 	

(2) 基本事業（前期基本計画との比較。設定の考え方）											
<table border="1"> <thead> <tr> <th>前期基本計画</th> <th>後期基本計画</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市民に親しまれる農業の推進</td> <td>食と農の関係づくり</td> </tr> <tr> <td>営農環境の整備</td> <td>農地の保全</td> </tr> <tr> <td>生産体制の強化と販売体制の整備</td> <td>時代のニーズにあった農業生産</td> </tr> <tr> <td>高収益農業の展開</td> <td>担い手の育成・販路の拡大</td> </tr> </tbody> </table> 	前期基本計画	後期基本計画	市民に親しまれる農業の推進	食と農の関係づくり	営農環境の整備	農地の保全	生産体制の強化と販売体制の整備	時代のニーズにあった農業生産	高収益農業の展開	担い手の育成・販路の拡大	
前期基本計画	後期基本計画										
市民に親しまれる農業の推進	食と農の関係づくり										
営農環境の整備	農地の保全										
生産体制の強化と販売体制の整備	時代のニーズにあった農業生産										
高収益農業の展開	担い手の育成・販路の拡大										

設定の考え方	
<ul style="list-style-type: none"> 前期では「市民に親しまれる農業の推進」でしたが、営農環境の急速な悪化に伴い、農業とのふれあいや地産地消などを通じて、農業への理解を深めるために、「食と農の関係づくり」としました。 前期では「営農環境の整備」としていたところですが、従前の環境改善に加えて耕作放棄地に対する対策を講じていくため、「農地の保全」としました。 前期では「生産体制の強化と販売体制の整備」としていましたが、時代に即した農産物の生産と、鎌ヶ谷産農産物ブランド化を、より一層イメージしていくため、「時代のニーズにあった農業生産」としました。 前期では「高収益農業の展開」でしたが、昨今の農業者の担い手不足、農産物の価格低迷などの問題に対して、より具体性を持った計画を講じるために、「担い手の育成・販路の拡大」としました。 	

記載課	農業振興課
-----	-------

(3) 施策を実現する手段（想定する事務事業）	
※あくまで想定	
基本事業名	想定する事務事業
担い手育成・販路の拡大	認定農業者認定事業・援農ボランティア事業・農産物ブランド化推進事業
農地の保全	農用地利用集積事業・梨剪定枝リサイクル事業・農業用廃プラスチック対策事業
時代のニーズにあった農業生産	農産物ブランド化推進事業・農業まつり事業（共進会）
食と農の関係づくり	農業まつり事業・市民農園事業・援農ボランティア事業

(4) まちづくり主体ごとの役割（たとえば…）	
市民	地元農産物の消費及び理解並びに関心
事業者	信頼できる農産物の生産及び販売
行政	魅力ある営農環境づくり

(5) 成果目標値の考え方（なぜその指標なのか。目標値の根拠）	
販売農家数	急速な都市化、相続、担い手問題等により、農家数の減少は年々加速している状況にあるため、基本事業を実施することで、現状維持を目指しています。
経営耕地面積	急速な都市化、相続、担い手問題等による農業者の減少に伴い農地の減少は加速する一方にあるため、基本事業を実施することで、現状維持を目指しています。
	※出荷量、生産額等の統計データが平成20年度（平成18年産）にて廃止（千葉県統計協会）となっている。

「後期基本計画」分野別計画 説明資料

施策番号	332	施策名	魅力ある商業の育成
------	-----	-----	-----------

(1) 施策をとりまく環境変化と課題 (記載内容の根拠データ、補足説明)	
・「商業統計調査」による市内商店数は、平成11年712件、14年644件、16年623件、19年621件と緩やかに減少しています。理由としては、社会環境の変化、経営者の高齢化、後継者難、店舗の老朽化、競争の激化などが考えられます。	・大型店内で営業する店舗は、平成16年以降増えています。

(2) 基本事業（前期基本計画との比較。設定の考え方）	
前期基本計画	後期基本計画
広域型商業ゾーンの形成	個性と魅力ある個店・商店街の振興
地域型商業ゾーンの活性化	店舗情報の活用
近隣最寄型商業ゾーンの振興	観光の振興
商店・商業組織の経営活動支援	
多様な機能が複合したまち空間の形成	

設定の考え方	
・本市を取り巻く商業環境の変化と課題を解決するため、前期基本計画よりも具体的な基本事業としています。	
・商店街が全国的に疲弊し、地域経済の存亡に関わる事態となっている中、「地域コミュニティの担い手」として商店街に対する期待はますます高まっています。これは当市においても同様であることから、この問題に対応するためには、より人間的で、また、個性と魅力のある商店を集積した商店街としての活性化を図ることが必要なため「個性と魅力ある個店・商店街の振興」を基本事業として設定しました。	
・「店舗情報の活用」については、商店街に空き店舗が出来ると、連鎖的な空き店舗の増加につながり、街の魅力や集客力、収益の減少につながることから、市の店や空き店舗情報の提供により、買い物や起業による活用を図ることで、市内商店街を活性化させるため基本事業として設定しました。	
・観光は、経済、人々の雇用、地域の活性化に大きな影響を及ぼすものであることから、当市においても「観光の振興」は重要課題と捉え基本事業として設定しました。	

記載課	商工振興課
-----	-------

(3) 施策を実現する手段（想定する事務事業） ※あくまで想定	
基本事業名	想定する事務事業
個性と魅力ある個店・商店街の振興	商工業振興補助金
店舗情報の活用	空き店舗情報提供、事業所の紹介
観光の振興	ふるさと産品協会補助金

(4) まちづくり主体ごとの役割（たとえば…）	
市民	・身近にあるお店で買い物をして、市内の商店を元気にします。 ・商店街による各種イベントに参加して、地域コミュニティの活性化に努めます。
事業者	・宅配サービス事業など、消費者のニーズに合わせた事業に取り組みます。 ・クリスマスイベントや夏祭りなどを実施して、販売促進を図るとともに、地域コミュニティの活性化に努めます。 ・街路灯の維持管理を行うなど、環境の整備に努めます。
行政	・商工業振興補助金の交付などにより、商店街の販売促進や誘客イベントなどの活性化に取組む活動を支援します。 ・ふるさと産品協会補助金などにより、地場産業の育成、強化に努めます。

(5) 成果目標値の考え方（なぜその指標なのか。目標値の根拠）	
年間商品販売額	市内商業の振興について測るものです。今後、人口が減少する中でも販売額の現状維持を目標としています。
小売業における売り場面積	市内商業の振興について測るものです。今後、商店数が減る傾向の中でも売場面積の現状維持を目標としています。

「後期基本計画」分野別計画 説明資料

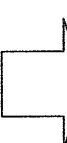
施策番号	333	施策名	活力ある工業の育成
------	-----	-----	-----------

(1) 施策をとりまく環境変化と課題 (記載内容の根拠データ、補足説明)	
・「工業統計調査」による市内事業所数は、平成16年139件、17年150件、18年132件、19年135件と緩やかに減少しています。理由としては、社会環境の変化、経営者の高齢化、後継者難、事業所施設の老朽化、競争の激化などが考えられます。 ・「コミュニティビジネス」とは、地域の課題を地域住民が主体的に、ビジネスの手法を用いて解決する取り組みのことです。	

(2) 基本事業（前期基本計画との比較、設定の考え方）	
前期基本計画	後期基本計画

事業所経営の近代化促進
工場の適地への誘導
勤労者福祉の向上

中小企業への支援
起業の促進
企業立地の促進と雇用の創出
勤労者が働きやすい環境づくり



設定の考え方	
<ul style="list-style-type: none"> 市内事業所の多くが中小企業であるため、中小企業の支援を行なうことで市内全体の企業の活性化が図られることから「中小企業への支援」を基本事業として設定しました。 平成22年度の成田新高速鉄道開業をビジネスチャンスと捉え、戦略的な企業誘致や起業を進めるための環境整備などを実施し、市内企業の活性化を図るために「起業の促進」を基本事業として設定しました。 市内企業の活性化及び雇用の安定を図るために、自然発生的な企業の立地に期待するだけでなく、積極的に企業の立地を働きかける必要があることから「企業立地の促進と雇用の創出」を基本事業として設定しました。 市内企業で働く従業員の福祉の向上を図ることで、雇用の安定、さらには企業の活性化も図れることから「勤労者が働きやすい環境づくり」を基本事業として設定しました。 	

記載課	商工振興課
-----	-------

(3) 施策を実現する手段（想定する事務事業） ※あくまで想定	
基本事業名	想定する事務事業
中小企業への支援	中小企業資金融資制度、融資貸付金利子補給制度
起業の促進	起業や新企業進出に対する支援制度
企業立地の促進と雇用の創出	進出企業に対する支援制度 無料職業紹介所
勤労者が働きやすい環境づくり	退職金共済掛金補助金

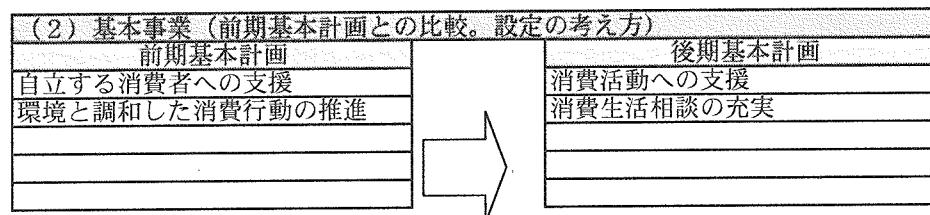
(4) まちづくり主体ごとの役割（たとえば…）	
市民	・自らが地域の一員としての自覚を持ち、地域コミュニティの活性化を図るとともに、コミュニティビジネスなどにより地域の課題にも取り組みます。
事業者	・企業間競争に負けない企業となるためには、経営革新はもとより、新しいビジネス、商品などの開発に取り組みます。 ・市の財産となる伝統工芸及び技術などは、未来に引き継ぐことが大切です。 ・地域間競争に負けないためにも、市内企業全体での取組みとして、地元住民の雇用安定や、地元企業同士の取引に取り組みます。
行政	・既存企業への支援に努めるとともに、起業者や進出企業に対しても支援を行ないます。

(5) 成果目標値の考え方（なぜその指標なのか。目標値の根拠）	
製造品出荷額	市内企業の振興について測るもので、事業所数が減る傾向の中でも現状維持を目標としています。
資金融資件数	市内中小企業者の経営基盤の強化と安定化を測るもので、10年間で2倍強の伸びを目標としています。
無料職業紹介所の紹介による就職件数	市内企業の雇用促進について測るもので、今後、人口が減少する中でも就職件数の現状維持を目標としています。

「後期基本計画」分野別計画 説明資料

施策番号	334	施策名	安心できる消費生活の推進
------	-----	-----	--------------

(1) 施策をとりまく環境変化と課題 (記載内容の根拠データ、補足説明)
・平成13年度64件の相談件数が、平成14年度以降、平成17年度を除き毎年100件以上と増えています。理由としては、インターネットの世帯普及率が高くなつたことによる高度情報化社会に伴う情報の氾濫や、消費生活の多様化などが考えられます。



設定の考え方
・生活の多様化、または、高齢化社会の到来、インターネットの普及などに伴う消費者被害が拡大深刻化している現代社会の中、市民も自らが消費に関する正しい知識を身に付け、自らを守る習慣をつけることが大切なため、「消費活動への支援」を基本事業として設定しました。 ・本市では、現在、「多重債務」「架空請求・不当請求」などの問題に悩む方が多くなっています。それらの問題に的確に対応することが、市民生活の安心・安全につながるため「消費生活相談の充実」を基本事業としました。

記載課	商工振興課
-----	-------

(3) 施策を実現する手段（想定する事務事業） ※あくまで想定
基本事業名 想定する事務事業
消費活動への支援 くらしの講座 消費生活に係る出前講座 消費生活展
消費生活相談の充実 専門の相談員による消費生活相談 消費生活センターの設置

(4) まちづくり主体ごとの役割（たとえば…）	
市民	・消費生活に関する講座などに参加をして、自ら消費に関する正しい知識を身につけます。 ・エコバッグの活用など、環境問題にも配慮した消費行動を行ないます。
事業者	・正直な商品広告や商品表示に努め、消費者に安心安全な商品・サービスを提供します。
行政	・市民が被害に遭わないように専門の相談員による消費生活相談を実施します。 ・市民が消費に正しい知識を身に付けるため、くらしの講座等を開催します。 ・市広報やホームページで、国や県による製品安全情報や、消費生活センターに関する情報などを提供します。

(5) 成果目標値の考え方（なぜその指標なのか。目標値の根拠）	
消費生活相談件数	市民の消費生活に関する問題解消について測るものです。 目標値は、現在よりも相談窓口を充実した結果、相談件数が増えるという考え方で設定しましたが、相談の原因でありますトラブルや被害を未然に防ぐために安心できる消費生活への啓発や支援を行い、消費者が被害に遭わないように努めます。

「後期基本計画」分野別計画 説明資料

施策番号	411	施策名	地方分権と市民参加の推進
------	-----	-----	--------------

(1) 施策をとりまく環境変化と課題 (記載内容の根拠データ、補足説明)	
<ul style="list-style-type: none"> 平成12年に地方分権一括法が施行されました。これによって、従来の画一性や効率性を重視する中央集権型行政システムから、地域のことは地域で決められる行政システムへの転換が図されました。 国では、平成19年に「地方分権改革推進委員会」が立ち上げられ、引き続き地方分権に関する検討がなされています。 「地域のことを地域で決める」ためには、市民と行政が一緒になって責任を持ちながらまちづくりを行う必要があります。 定年退職される方などが増えていることから、「これらの方の力を活かしてほしい」との声を地域懇談会等でいただいています。 	

(2) 基本事業 (前期基本計画との比較、設定の考え方)	
前期基本計画	後期基本計画
地方分権の推進	地方分権に対応した体制整備
市民参加の促進	市民参加の促進
市民と行政の適正な役割分担	市民と行政の適正や役割分担
	市民との情報共有化の推進

設定の考え方	
<ul style="list-style-type: none"> 「地方分権」は、鎌ヶ谷市が主体的に推進するというよりは、国全体の流れとしての方向に対応することが必要と考え、「地方分権に対応した体制整備」としました。 「市民参加」及び「市民と行政の適正な役割分担」は引き続き重要と考え、継続して設定しました。 「市民参加」や「協働」の前提となる情報共有化について、重要な課題と考え、新たな基本事業として設定しました。 	

記載課	企画財政課・総務課・秘書広報課・市民活動推進課
-----	-------------------------

(3) 施策を実現する手段 (想定する事務事業) ※あくまで想定	
基本事業名	想定する事務事業
地方分権に対応した体制整備	行政評価、電子自治体、組織の見直し、PFI
市民参加の促進	市政への提案、従来は市で実施していた事業の市民による実施
市民と行政の適正な役割分担	地域活動の自発的な実施、行政がやるべき仕事の範囲の明確化
市民との情報共有化の推進	広報発行、説明会開催、審議会公開、情報公開制度の運用

(4) まちづくり主体ごとの役割 (たとえば…)	
市民	広報を読んだり、市主催講座に参加するなど 防犯活動や美化活動などのまちづくり活動への参加
事業者	広報等で市の情報の入手 まちづくりに関する情報提供
行政	「自分達のことは自分達で決められる」組織体制の整備 実施事業における市民参加の機会の確保 「市民活動推進センター」による支援

(5) 成果目標値の考え方 (なぜその指標なのか。目標値の根拠)	
市政に関する情報を得られている市民割合	情報共有を測る指標として、過去4割未満となっている数値を10年間で上昇させ、5割を目指します。H15:37.6%
過去1年間に地域活動をした市民割合	市民参加、市民との役割分担を測る指標として、過去6割前後にとどまっている数値を上昇させることを目標とします。H10:61.3%, H15:57.3%
市民の意見や要望が市政に反映されていると思う市民割合	市民参加を測る指標として、過去3割前後となっている数値を上昇させることを目標とします。H10:22.7%, H15:26.3%
市政への参加の機会が進んだと思う市民割合	市民参加の進み具合を測る指標として、1/3の市民に「進んだ」と思ってもらえることを目標とします。H10:13.8%, H15:20.3%

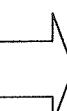
「後期基本計画」分野別計画 説明資料

施策番号	412	施策名	効率的で健全な行財政運営の推進
------	-----	-----	-----------------

(1) 施策をとりまく環境変化と課題 (記載内容の根拠データ、補足説明)	
・三位一体の改革とは国と地方の行財政システムに関する3つの改革で、①国庫補助負担金の廃止・縮減、②税財源の移譲、③地方交付税の見直しをいいます。	
・平成15年度決算と平成19年度決算を比較すると、国庫支出金は約2億8千万円の減少、地方交付税は約21億2千万円の減少（臨時財政対策債を含む）、税源移譲により約7億2千万円が増加し、全体では約16億8千万円の減少となっています。	
・市の高齢化率は、平成8年の8.9%から平成20年の20.1%と12年間で倍になり、福祉に要する民生費も平成8年度の約44億円から平成20年度の約77億円と1.7倍になっています。	
・通常支出する経費以外の事業に充てられるお金（投資的経費充当可能一般財源）は、平成12年度約28億円だったものが、平成20年度は11億8千万円と厳しい状況です。	

(2) 基本事業（前期基本計画との比較。設定の考え方）	
前期基本計画	後期基本計画

行財政改革の推進	行財政改革の推進
行政情報化の推進	計画行政と健全な財政運営
適正な人事管理	行政情報化の推進
計画行政と健全な財政運営の推進	組織・人事マネジメントの充実
	公正、確実な事務と市民サービスの向上



設定の考え方	
・鎌ヶ谷市の厳しい財政状況の中、「行財政改革の推進」が引き続き必要であり、継続して設定いたしました。	
・「持続可能な行財政運営」のために、「計画行政と健全な財政運営」の重要性が増しており、2番目の基本事業としました。	
・人事面では、「人事管理」のみならず、研修、人事評価を広く含んだ「人事マネジメント」としての対応に加え、組織的な対応も必要であり、「組織・人事マネジメントの充実」としました。	
・「当たり前のことを当たり前に執行すること」をあえて明記するとともに、「市民サービスの向上」を明確にするため、「公正、確実な事務と市民サービスの向上」を基本事業として設定しました。	

記載課	企画財政課 総務課
-----	-----------

(3) 施策を実現する手段（想定する事務事業）	
※あくまで想定	
基本事業名	想定する事務事業
行財政改革の推進	行革計画に基づく改革、職員意識改革
計画行政と健全な財政運営	毎年度の予算編成
行政情報化の推進	行政評価システム電算化
組織・人事マネジメントの充実	職員研修、組織の見直し、職員採用、職員数抑制
公正、確実な事務と市民サービスの向上	契約事務、税や保険料の徴収、窓口サービス

(4) まちづくり主体ごとの役割（たとえば…）	
市民	・財政状況に関する意見交換会への参加 ・公園の清掃やゴミ分別などできることは自ら行う。
事業者	・事業系ゴミの適切な処理など、適切に行うべきことを行い、行政経費の増大を抑制する
行政	・市の財政状況について、説明会や広報で情報提供する ・窓口では、迅速、丁寧な対応をする ・市の業務について、不断の見直しを行う

(5) 成果目標値の考え方（なぜその指標なのか。目標値の根拠）	
経常収支比率	経常的に入ってくる歳入が経常的に使われる歳出にどの程度充てられるかを図り、これを95%以下にすることで、平成21年度並みの事業実施を図ろうとするものです。
市職員の市民への対応が良くなったと答えた市民割合	市民サービスの向上について測るもので、10年間で3割以上の市民の方に「対応が良くなった」と感じていただることを目標とします。
職員一人あたりの人口	「定員適正化計画」の目標を達成し、その後はその水準を維持することを目標としています。

「後期基本計画」分野別計画 説明資料

施策番号	413	施策名	広域行政の推進
------	-----	-----	---------

(1) 施策をとるまく環境変化と課題 (記載内容の根拠データ、補足説明)	
<ul style="list-style-type: none"> 市では、ごみ処理施設、し尿処理施設、斎場、特別養護老人ホームの運営を、近隣市と共同（柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合、四市複合事務組合で実施）で行っていますが、このように市単独で処理することよりも近隣自治体と共同で実施することで、より効率的・効果的な行政運営を行うことができる事務事業があります。 通勤、通学、経済活動、市民活動など日常の生活圏は市域を越えていることから、近隣市と連携し、より広域的な視点に立ったまちづくりを行う必要性も増加しています。（防災対策や救急医療の連携、環境問題、交通対策、公共施設の相互利用など） 市町村合併について、市民意識調査（20年度）では、「合併を進める必要がある（20.7%）」と「どちらかというと合併を進める必要がある（31.4%）」を答えた人が合せて52.1%となっています。 	

(2) 基本事業（前期基本計画との比較。設定の考え方）	
前期基本計画	後期基本計画

広域行政体制の強化	広域行政体制の強化
近隣自治体との連携	近隣自治体との連携
	合併及び政令指定都市に関する調査研究と情報提供

設定の考え方	
・広域的に対応すべき課題については、「広域行政体制の強化」及び「近隣自治体との連携」が不可欠であり引き続き基本事業として設定しました。	
・いわゆる「平成の大合併」の中、全国的に市町村合併が推進され（平成11年：3,232市町村⇒平成22年：1,760市町村）、また、合併により人口が増加した大都市の政令指定都市移行もなされました（平成17年：13市⇒平成21年：18市）。	
鎌ヶ谷市を含む東葛飾・葛南地域については、千葉県の「千葉県市町村合併推進構想」（平成18年）において、合併の組み合わせには示されず、政令指定都市を目指すべき「さらなるステップアップが望まれる地域」として位置付けられることもあり、東葛6市（鎌ヶ谷・松戸・野田・柏・流山・我孫子）、東葛・葛南4市（鎌ヶ谷・市川・船橋・松戸）により、それぞれ政令指定都市研究会を設置し、調査研究を行ってきました。	
合併、政令指定都市については、将来的な選択肢の一つとして、広く市民とともに協議・検討していく必要があります、これら調査研究状況などについては引き続き、情報を共有する必要があることから新たに基本事業として設定しました。	

記載課	企画財政課
-----	-------

(3) 施策を実現する手段（想定する事務事業） ※あくまで想定	
基本事業名	想定する事務事業
広域行政体制の強化	構成市による連携関係の維持強化（柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合、四市複合事務組合）
近隣自治体との連携	東葛広域行政連絡協議会、東葛飾・葛南地域市長懇話会などによる協議
合併及び政令指定都市に関する調査研究と情報提供	政令指定都市研究会による調査研究結果の周知、地方分権（市町村合併を含めた基礎自治体のあり方）に関する情報や新たな調査研究状況などの情報提供

(4) まちづくり主体ごとの役割（たとえば…）	
市民	広域行政に関する説明会、意見交換会への参加
事業者	広域行政に関する説明会、意見交換会への参加
行政	広域行政に関する説明会の開催やアンケートの実施 特に合併・政令指定都市に関する事項については、将来的な選択肢の一つとして、共に考えていくよう積極的に情報提供を行う

(5) 成果目標値の考え方（なぜその指標なのか。目標値の根拠）	
共同事務処理数	広域行政体制の実施状況を見るもので、市民の利便性、福祉の向上や行政の効率化を図ります。 消防通信指令業務の広域化など、共同事務の拡大を目指します。
公共施設の共同利用数	公共施設の共同利用、相互利用は、他市の施設が利用できるなど利便性の向上が期待されます。広域行政に関する近隣自治体との協議会、懇話会などで、協議・検討を進めます。
広域要望の実現度	広域的な課題について、国や県に対し、東葛広域行政連絡協議会などを通じて要望活動を行うなど実現に向けた取り組みを進めます。